

# 小林市過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

須木区域・野尻町区域

平成28年4月





# 目 次

1	基本的な事項	1
2	産業の振興	28
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	34
4	生活環境の整備	38
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	41
6	医療の確保	44
7	教育の振興	45
8	地域文化の振興等	48
9	集落の整備	49
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	50

# 1 基本的な事項

## (1) 小林市の概況

本市は南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置している。東は綾町、宮崎市に面し、西はえびの市、南は高原町、都城市、鹿児島県霧島市、北は西米良村、熊本県多良木町、あさぎり町と接している。

本市の南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がり、ジオサイト（地質遺産）や温泉、湖沼などの個性的な地域資源も多数有している。面積は562.95k㎡で宮崎県の7.28%を占めている。このうち須木区域は243.47k㎡で本市の43.25%を占めており、野尻町区域は88.86k㎡で15.78%を占めている。

（面積）

区分	旧小林区域	須木区域	野尻町区域	計
面積（k㎡）	230.62	243.47	88.86	562.95
構成比（%）	40.97	43.25	15.78	100.0

気候は、夏は暑く、冬は冷え込む内陸型の温暖多雨地域に属しており、年平均気温は約16℃、平均降水量は3,000mmを超えている。また、昼夜の気温差や夏と冬の寒暖差が大きく、霧の発生が多い地域である。

（自然環境）

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年間平均	
気温	平均（℃）	16.3	15.8	15.6	16.4	15.9	16.0
	最高（℃）	34.8	34.8	34.1	36.6	35.1	35.0
	最低（℃）	-2.4	-4.5	-6.9	-2.4	-4.2	-4.0
日照時間（h）	1,855.9	1,922.1	1,859.5	2,244.8	1,875.3	1,951.5	
降水量（mm）	3,398.0	3,261.5	3,649.5	2,211.5	3,361.5	3,176.4	

（気象庁ホームページより）

歴史的には遺跡調査の結果から1万年以上前から人が住んでいたことが判っているが、小林の名称を用いるようになったのは、天正（1570年～1590年）の頃である。島津氏の支配から伊東氏の支配に移り、元龜3年（1572年）木崎原合戦後は再び島津氏の領有となった。明治22年に市制、町村制が施行され、小林村、須木村、野尻村がそれぞれ誕生し、小林村は大正元年に小林町へ、さらに昭和25年に小林市に移行している。平成18年には小林市と須木村が合併し、野尻村は昭和23年に紙屋村が分村したものの、昭和30年に再合併し野尻町となり、平成22年に小林市と合併し、宮崎県の県西部の西諸県圏域は2市2町1村の5市町村から2市1町の3市町となった。

経済面では、小林市、えびの市及び高原町とは昭和45年西諸広域圏の指定でのつながりや、通勤、買物、通院等の住民の日常生活圏及び経済圏が形成されており、小林市がその中心的役割を果たしている。また、小林市を中心市とした定住自立圏構想にも3市町で取り組んでいるところであり、西諸3市町での連携・協力は更に重要なものとなっている。小林市から主要都市との距離は宮崎市中心部まで50km、都城市中心部まで40kmで九州自動車道へ通じる宮崎道に小林インターチェンジを有しており、宮崎・鹿児島両空港へのアクセスも約1時間である。

# I. 須木区域の概況

## A. 諸条件の概要

### ①自然的条件

須木区域の面積は、243.47 k m<sup>2</sup>で東西約 28 k m、周囲約 79 k mの広大な面積を擁しているが、全面積のうち 92.6%が林野で、かつその 88.6%が国有林である。

須木区域の中心部は、東経 131 度 4 分 29 秒、北緯 32 度 4 分 27 秒、海拔 380mにあり、本庄川（綾南川）、谷之木川、浦之名川沿いに、耕地面積は約 380ha あり、これを耕作している。

県の中心部である宮崎市には、国道 265 号線及び 268 号線により連絡しており、所要時間約 1 時間 30 分、市の中心地には、国道 265 号線により約 20 分の時間距離にある。

この区域は、全国有数の多雨地であり、河流の方向が地盤をなしている中世層の走向と、直角又は直角に近い流路であるので、渓谷の発達が著しく、いたるところに険しい横谷が見られて、壮年期の地層がはっきりと分かる。

なお、河流の方向が、北西より南東、又は北より南であるので、山地は自ら数条の山脈となって、南東又は南へ走り更にそれらの山脈も、幾多の小溪谷に断たれて多くの山塊に分かれ、地形はますます複雑を極めている。

また、地質は中世から古代三紀に及び、四万十層群に属する土壌は霧島火山系に由来する火山土壌で、土性は壤土又は砂壤土である。

### ②歴史的条件

須木区域は、永祿の以前から「須木」の名称を用いたものと伝えられ「諸県郡須木郷」とも称し、明治維新に至っている。

明治 4 年 7 月廃藩置県に際し、鹿児島県の所轄となり、同年 11 月美々津、都城県を設置されるのに及び、美々津県の所轄に属した。更に、明治 6 年 1 月に美々津、都城県が廃され、宮崎県が初めて置かれその所轄となったが、同年 9 月宮崎県が廃され再び鹿児島県に属した。しかし、明治 16 年 5 月に宮崎県が再置され、その所轄となり、明治 17 年に西諸県郡が設置された。廃藩後は、戸長役場により治められ、明治 22 年町村制実施により須木村が施行され、平成 18 年 3 月 20 日小林市と合併し現在に至っている。

### ③社会的条件

15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、昭和 55 年が 2,038 人と総人口の 65%を占めているが、平成 12 年には 53.4%に減少したものの、平成 17 年、平成 22 年ともに 52.9%を維持しており、生産年齢人口の割合の減少は緩やかである。

しかし、この生産年齢人口には学生も含まれており、実際に就業している生産年齢人口の減少率は数字以上に高いものと考えられる。また、高齢化や担い手不足により、実際の生産年齢人口は 70 歳程度までに引き上げられているのが現状である。

今後も、年少人口の減少により労働力人口供給が縮小し続けることは確実であり、特に中年層人口に対して高年層人口が急速に増加するものとみられる。

#### ④経済的条件

須木区域には、現在 10 区の基礎集落があるが、中心集落である麓、永田、原、中河間地区を除けば、いずれも須木庁舎から 4km 以上離れ、中には 20km に及ぶ集落もあり、住家が広範囲に点在している状態である。このため、旧過疎法に基づく対策では集落間を結ぶ道路網などの整備に重点をおいた。

その結果、集落は国道 265 号線を中心に県道中河間多良木線、市道夏木九瀬線、県道奈佐木高岡線の路線に沿って第 1、第 2、第 3 集落圏がほぼ形成された。また、過疎地域自立促進計画の前期計画に掲げた総合ふるさとセンターの建設が完了したことにより生活環境基盤もほぼ整った状況にある。

今後はこうした交通、生活環境等の更なる充実を図るとともにこれらの基盤を活用し、各集落における伝統文化、自然を生かした都市と農村の共生・対流の促進に力を入れ、基幹産業である農林業の新しい在り方を模索しながら所得の向上を目指すものとする。

#### イ. 過疎の状況

須木区域では、九州山脈の深奥の里として永い歴史を歩みながら囲まれた山岳の厚い壁が、近代社会への前進を固く閉ざしてきた。

併せて、農林業の零細経営と生産基盤整備の遅れが、ますます過疎化に拍車をかける形となった。

過疎化の状況を人口面から見れば、昭和 31 年を分岐点として今日まで一度も増加することなく絶えず減少し続けている。当時の須木区域の人口は 6,609 人、そして昭和 55 年が 3,134 人でピーク時と比べて 52.5%、更に平成 22 年では 1,982 人で 70.0%と大幅に減少している。中でも年少人口の減少が著しく、このことにより小学校の統廃合を余儀なくされた。地区別人口も減少の一途をたどり、行事やイベント等伝統行事が開催できないなどの支障を来している地区も出てきている。

旧過疎法等の事業実績（平成22年度～平成26年度）

（単位：千円）

区分	実績
	過疎対策事業債利用額
1 産業の振興	234,110
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	364,000
3 生活環境の整備	45,860
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	14,600
5 医療の確保	8,400
6 教育の振興	18,700
7 地域文化の振興等	0
8 集落の整備	0
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	0
合計	685,670

※基金積立、地域協議会に係る分を除く。

#### ウ. 産業構造の変化

須木区域は、平成 22 年で第 1 次産業就業人口比率が 35.8%と長年農林業に従事する者の割合が高いが、近年は第 3 次産業が増加傾向にあり、この形態は今後も続くものとみられる。

奥山地であるため林業の総生産の占める割合は少なく、また、その内の大部分は国有林に依存するもの

で私有林の生産はわずかであり、今後は広大な国有林について、その有効活用と維持管理の方策を関係機関と研究を進める必要がある。

一方、農業による総生産も割合的には少ないが須木区域の基幹産業であることは言うまでもない。今日、農業ほど計画性と長期ビジョンを必要とする産業はなく、世界農業情勢を的確に捉え抜本的な対策を講ずるべきである。

これまでは一種の流行的に販売価格の高い作物の栽培にとびつく傾向が往々にして見受けられてきたが、今後は各農家の持つ労働力や耕地の状況、機械設備の保有状況等をそれぞれに診断分析し、栗・椎茸・畜産・園芸作物・ゆず等の複合経営の推進に限らず、ケースによっては1品目の栽培に取り組むことにより経営の効率化とスリム化を図ることも重要である。また、平行して技術指導と生産出荷体制を整備し、消費者のニーズにあった集約生産と高品質作物の出荷等により労働所得の向上を目指さなければならない。労働所得の向上こそ、長年の課題となっている後継者育成問題の解決、魅力ある農林業経営の確立につながる。

須木区域の長期にわたる基幹産業の衰退は、少子高齢化の進行及び若年労働力の区域外流出を意味し、産業構造の変化に大きな影響を及ぼしている。

第1次産業の減少に比べて第3次産業が増加してきているが、これは、第1次産業の衰退に伴う兼業化の表れであり、その中でも第3次産業の占めるウェイトが大きくなってきている。今後ともこの形態は続くものとみられる。

## II. 野尻町区域の概要

### ア. 諸条件の概要

#### ①自然的条件

野尻町区域の面積は88.86km<sup>2</sup>で、全面積の55.9%が山林を占め、うち42.9%が国有林である。耕地面積は約1,517haあり、これを耕作している。

野尻町区域は小林市の東部に位置し、北緯31度55分36秒～32度0分20秒、東経131度0分58秒～131度12分25秒にあり、4つの市町に隣接している。東西約19km、南北3.5～6.6km、周囲約49kmで東西に長く南北に短い帯状を呈している。野尻町区域の北辺は東西全域にわたって標高250～600mの九州山脈傍系の山が連なり、南辺は大淀川及びその支流の岩瀬川が西から東へ流れている。岩瀬川の多くは1967年に建設された岩瀬ダムによる人造湖「野尻湖」となっている。

地形は野尻町区域の中央部及び以西は標高170m内外で比較的平坦であるが、東部は小丘陵地が点在し、比較的起伏が大きい。地質は、総面積の58%が第4紀シラス及び泥溶岩質であり、全区域にわたっている。このため、降水等による災害が発生しやすい条件にある。

気象は、温暖多雨の南海型気候区でありながら山間盆地という土地条件から寒暖の差は大きい。また、毎年2～3回の台風や豪雨に見舞われ、耕地、林地、農作物等への被害も大きい。

## ②歴史的条件

野尻町区域には石器時代から人々が生活していた。このことは新村遺跡（2 万年前の地層）におけるナイフ型石器の出土等、多くの遺跡の存在が明らかにしている。「ノジリ」の名は平安時代の「延喜式（905～927 編纂）」で初めて歴史の中に登場する。日向 16 駅のひとつとして記され、古代から交通の要衝であった。歴史を伝える県・市指定の有形・無形文化財も多数存在している。

明治維新前は、笛水・江平・紙屋・麓・三ヶ野山村を総じて野尻郷といい、島津藩の領地であった。明治 4 年、廃藩置県後鹿児島県、美々津県、都城県、宮崎県、鹿児島県、宮崎県と地理的な理由で所属を変遷した。明治 22 年 4 月、町村制施行により紙屋村・東麓村・三ヶ野山村が合併し野尻村が誕生した。昭和 23 年 4 月に紙屋村は地理的な理由で分村した。昭和 30 年 2 月 11 日、町村合併促進法によって野尻村と紙屋村が対等合併をなし、野尻町制が施行され、平成 22 年 3 月 23 日市町村の合併の特例等に関する法律により小林市に編入合併し、現在に至っている。

産業経済面では、水利に乏しく畑作を中心とする純農村であった野尻町区域内の農業は、澱粉用甘藷の作付けが主であった。畑台地の宿命である用水難を何とか克服しようと、昭和 3 年に漆野原が須木村に、昭和 7 年には野尻原が小林市にそれぞれ水源を求めて開田事業に取組を始め、艱難辛苦の末約 400ha 近い美田の完成をみた。昭和 44 年 4 月 4 日、先人の示した豊かな着眼力と意欲、すなわち開拓精神を受け継いで、これを基盤とし、生気に満ち溢れた新しい町づくりに精進するため、「フロンティア精神高揚宣言の町」を掲げた。

農業立町の本格的な樹立を目指した新しい息吹の中で、プリンスメロンの植付けが始まり、これが野尻町区域の農業に生気を吹き込むきっかけとなった。今日の「メロンの町」の先駆けである。

平成 11 年には、中山間地では困難といわれたマンゴーの栽培も始まった。

## ③社会的条件

野尻町区域の人口は減少傾向にあり、高度経済成長期における若者の流出やオイルショック以降に続く農業の停滞、後継者不足による第一次産業の後退、少子化の社会的傾向が原因と考えられる。また、年齢階層別人口を見ると、65 歳以上の高齢者人口が急増し、高齢社会となっている。

世帯数については、生活様式、意識の変化による核家族化の傾向が見られ、増加している。総じて、都市的世帯構成への移行が伺え、平均世帯人員が減少している。

## ④経済的条件

県の南西部に位置する西諸圏域（2 市 1 町）にあって圏域の最東部に位置し、野尻町区域の中央部を国道 268 号線が横断している。

野尻町区域の中心部から宮崎市中心部まで 34.5km、小林市街まで 13.5km、宮崎自動車道高原 I C まで 10.9km であり、宮崎・鹿児島両空港まで 1 時間程度で利用できるなど、交通の便には恵まれている。

野尻町区域の就業人口を産業別にみると、昭和 35 年に約 8 割を占めていた第 1 次産業であったが、年々減少の一途をたどり、平成 22 年には 34.7%まで低下している。しかしながら、日本の食料基地といわれる南九州にあって、畜産・メロン・マンゴー等を中心に条件を活かした高度で生産性の高い農業の構築を図ってきたところである。今後においては、基幹産業は農業であることから、農業と一体となった観光産



業の育成にも努めなければならない。

## イ. 過疎の状況

昭和 30 年代以降の高度経済成長は野尻町区域の若者の流出等人口の減少をもたらし、人口の高齢化や集落機能の低下により活力を失いかけていた。特に野尻町区域は特異な自然的、社会的条件により都市計画法、山村振興法の適用を受けない地域であり、強い危機感のもと、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の施行による指定を受けて以来今日まで、住民が一体となった積極的な取り組みにより交通通信基盤、安全生活基盤、生産基盤等の整備、産業の振興等の総合的かつ計画的な対策を講じ、過疎を食い止める施策の推進を図ってきた。

この結果、道路を始めとする各種公共施設等の整備水準の向上に相当の成果を上げたものの、今なお地域の産業経済等が停滞しており、少子高齢化の進行と人口の減少が続き、過疎化が進んでいる。平成 17 年と平成 22 年を比較すると、総人口は 6.9%、若者人口は 23.6%減少している。

旧過疎法等の事業実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：千円）

区 分	実 績
	過疎対策事業債利用額
1 産業の振興	217,590
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	950,100
3 生活環境の整備	90,340
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	47,200
5 医療の確保	0
6 教育の振興	32,600
7 地域文化の振興等	0
8 集落の整備	0
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	0
合 計	1,337,830

※過疎地域振興基金積立、地域協議会に係る分を除く。

## ウ. 産業構造の変化

野尻町区域は稲作をベースに畜産・園芸を中心とした生産振興を図り、総合的な食料基地として発展してきた。しかしながら、米を始めとする多くの農畜産物が輸入自由化、生産調整、価格の低迷等の厳しい農業環境のもとで、農業所得の低下を招き、農業従事者の減少・高齢化・後継者不足などの状況を呈している。

就業人口でみると、昭和 45 年には就業者数 5,277 人、第 1 次産業 69.8%、第 2 次産業 8.7%、第 3 次産業 21.5%であったものが、平成 22 年には就業者数 3,969 人、第 1 次産業 34.7%、第 2 次産業 20.4%、第 3 次産業 44.5%と変化している。第 1 次産業は大きく減少しており、今なお減少傾向に歯止めがかからない状況にある。

畜産については、南九州畜産基地の一角を占めており、和牛・豚・ブロイラーが主要品目となっている。耕種においては、メロン・マンゴー、ピーマン等の施設園芸、ゴボウ・里いも等の露地園芸、電照菊を主

とする花卉施設園芸が主要品目となっている。亜熱帯果樹であるマンゴーについては、中山間地であるという立地条件等から当初は栽培困難とみられたが、試験栽培の結果十分な採算性が実証され、生産農家の拡大、規模の拡大が進められた。

このように野尻町区域の産業構造は第1次産業から第2次産業、第3次産業へと次第に移行してきている。

今後は、県総合農業試験場菓草・地域作物センターとの連携を深めながら、基幹産業である農業の振興及び「のじりこびあ」、道の駅「ゆ〜ぱるのじり」、地域住民活動等とも連携した観光産業の育成にも努めなければならない。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### I. 須木区域

須木区域の人口は、昭和31年の6,609人をピークに暫時減少の一途をたどり、昭和40年の国勢調査においては4,823人、昭和60年には3,055人と落ち込み、平成22年には1,982人まで激減した。

誘致企業による働く場所の確保に努めてきたが長引く不況により企業が撤退するなど、一向に人口流出の歯止めとなる具体策が打ち出せないのが現状である。

年齢構成においては、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）がともに減少する反面、高齢者人口（65歳以上）比率が昭和60年には15.0%、平成7年には24.6%、平成17年には34.0%平成22年には37.6%と増加している。したがって、高齢者人口は、平均寿命の伸長と生産年齢層の流出及び出生率の低下により今後も増加する傾向にある。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	5,683人	4,823人	▲15.2%	4,022人	▲16.6%	3,406人	▲15.3%	3,134人	▲8.0%	
0歳～14歳	2,360人	1,843人	▲22.0%	1,265人	▲31.4%	865人	▲31.6%	695人	▲19.7%	
15歳～64歳	3,040人	2,658人	▲12.6%	2,407人	▲9.4%	2,177人	▲9.6%	2,038人	▲6.4%	
うち15歳～29歳(a)	1,052人	754人	▲28.3%	649人	▲13.9%	578人	▲10.9%	562人	▲2.8%	
65歳以上(b)	283人	322人	13.8%	350人	8.7%	364人	4.0%	401人	10.2%	
(a)/総数 若年者比率	18.5%	15.6%	—	16.1%	—	17.0%	—	17.9%	—	
(b)/総数 高齢者比率	5.0%	6.7%	—	8.7%	—	10.7%	—	12.3%	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,055人	▲2.5%	2,906人	▲4.9%	2,786人	▲4.1%	2,431人	▲12.7%
0歳～14歳	634人	▲8.8%	585人	▲7.7%	480人	▲17.9%	368人	▲23.3%
15歳～64歳	1,962人	▲3.7%	1,760人	10.3%	1,621人	▲7.9%	1,299人	▲19.9%
うち15歳～29歳(a)	481人	▲14.4%	359人	25.4%	334人	▲7.0%	264人	▲21.0%
65歳以上(b)	459人	14.5%	561人	22.2%	685人	22.1%	764人	11.5%
(a)/総数 若年者比率	15.7%	—	12.4%	—	12.0%	—	10.9%	—
(b)/総数 高齢者比率	15.0%	—	19.3%	—	24.6%	—	31.4%	—

区分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	2,227人	▲8.4%	1,982人	▲11.0%
0歳～14歳	290人	▲21.2%	188人	▲35.1%
15歳～64歳	1,179人	▲9.2%	1,048人	▲11.1%
うち15歳～29歳(a)	257人	▲2.7%	187人	▲27.2%
65歳以上(b)	758人	▲0.8%	746人	▲1.5%
(a)/総数 若年者比率	11.5%	—	9.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	34.0%	—	37.6%	—

※総数には年齢不詳も含む。

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	2,623人	—	2,341人	—	▲10.7%	2,021人	—	▲13.6%
男	1,235人	47.1%	1,108人	47.3%	▲10.2%	952人	47.1%	▲14.0%
女	1,388人	52.9%	1,233人	52.7%	▲11.1%	1,069人	52.9%	▲13.3%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	1,865人	—	▲7.7%	1,803人	—	▲3.3%	
男 (外国人住民除く)	879人	47.1%	▲7.6%	844人	46.8%	3.9%	
女 (外国人住民除く)	986人	52.9%	▲7.7%	959人	53.2%	▲2.7%	
参考	男 (外国人住民)	2人	—	—	2人	—	—
	女 (外国人住民)	2人	—	—	1人	—	—

表1-1(3) 年齢三区分別人口の見通し

旧市町村別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載。

表1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,427人		2,037人	▲16.1%	1,959人	▲3.8%	1,696人	▲13.4%	1,613人	▲4.9%
第一次産業 就業人口比率	74.1%		75.5%	—	74.6%	—	65.8%	—	58.6%	—
第二次産業 就業人口比率	9.1%		5.6%	—	5.0%	—	9.8%	—	12.7%	—
第三次産業 就業人口比率	16.8%		16.8%	—	20.4%	—	24.1%	—	28.3%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	1,590人	▲1.4%	1,481人	▲6.9%	1,481人	0%	1,244人	▲16.0%
第一次産業 就業人口比率	54.8%	—	44.1%	—	36.4%	—	37.0%	—
第二次産業 就業人口比率	15.8%	—	19.6%	—	28.1%	—	23.6%	—
第三次産業 就業人口比率	29.4%	—	36.3%	—	35.5%	—	39.4%	—

区 分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	1,160人	▲6.8%	1,014人	▲12.5%
第一次産業 就業人口比率	38.3%	—	35.8%	—
第二次産業 就業人口比率	18.6%	—	20.2%	—
第三次産業 就業人口比率	43.1%	—	44.0%	—

※総数には、分類不能の産業を含む。

## II. 野尻町区域

町制施行時の昭和30年の13,535人をピークに、その後減少を続け、昭和48年には、ピーク時の32%に当たる4,336人減を記録し、9,199人となった。その後やや増加に転じたものの昭和62年から再び減り始め、平成22年の国勢調査では8,075人となっており、過疎化が進行している。抜本的な対策を講じな

い限り、この傾向は継続していくものと予想される。

また、少子高齢化の進行も著しく、高齢化率は昭和 35 年に 5.7%であったが平成 22 年国勢調査では 34.8%と大きく伸び、これに伴い高齢者世帯・高齢者単独世帯も急速に増加している。一方、若年者比率は昭和 35 年に 19.0%であったが平成 22 年国勢調査では 11.4%と大きく減少しており、少子高齢化傾向は更に継続拡大すると思われる。

昭和 35 年の産業別人口では、農業を中心とする第 1 次産業就業人口比率が、79.4%を占めていたが年々減少し、平成 22 年には、半分以下の 34.7%まで減少している。一方で、第 2 次産業就業人口比率と第 3 次産業就業人口比率は、昭和 35 年と比較してそれぞれ約 3 倍となっている。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,942人	11,553人	▲10.7%	9,719人	▲15.9%	9,306人	▲4.2%	9,595人	3.1%
0歳～14歳	5,400人	4,038人	▲25.2%	2,661人	▲34.1%	2,090人	▲21.5%	2,121人	1.5%
15歳～64歳	6,798人	6,655人	▲2.1%	6,114人	▲8.1%	6,150人	0.6%	6,290人	2.3%
うち15歳～29歳(a)	2,464人	2,095人	▲15.0%	1,831人	▲12.6%	1,842人	0.6%	1,708人	▲7.3%
65歳以上(b)	744人	860人	15.6%	944人	9.8%	1,066人	12.9%	1,184人	11.1%
(a)/総数 若年者比率	19.0%	18.1%	—	18.8%	—	19.8%	—	17.8%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.7%	7.4%	—	9.7%	—	11.5%	—	12.3%	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,722人	1.3%	9,526人	▲2.0%	9,202人	▲3.4%	8,920人	▲3.1%
0歳～14歳	2,159人	1.8%	1,921人	▲11.0%	1,587人	▲17.4%	1,267人	▲20.2%
15歳～64歳	6,185人	▲1.7%	5,870人	▲5.1%	5,503人	▲6.3%	5,168人	▲6.1%
うち15歳～29歳(a)	1,429人	▲16.3%	1,228人	▲14.1%	1,219人	▲0.7%	1,290人	5.8%
65歳以上(b)	1,381人	16.6%	1,735人	25.6%	2,122人	22.3%	2,485人	17.1%
(a)/総数 若年者比率	14.7%	—	12.9%	—	13.2%	—	14.5%	—
(b)/総数 高齢者比率	14.2%	—	18.2%	—	23.1%	—	27.9%	—

区分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,670人	▲2.8%	8,075人	▲6.8%
0歳～14歳	1,088人	▲14.1%	928人	▲14.7%
15歳～64歳	4,854人	▲6.1%	4,333人	▲10.7%
うち15歳～29歳(a)	1,210人	▲6.2%	924人	▲23.6%
65歳以上(b)	2,728人	9.8%	2,814人	▲3.1%
(a)/総数 若年者比率	14.0%	—	11.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	31.5%	—	34.8%	—

※総数には年齢不詳も含む。

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	9,239人	—	8,955人	—	▲3.0%	8,282人	—	▲7.5%
男	4,393人	47.5%	4,277人	47.8%	▲2.6%	3,924人	47.4%	▲8.2%
女	4,846人	52.5%	4,678人	52.2%	▲3.4%	4,358人	52.6%	▲6.8%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	7,902人	—	▲4.5%	7,808人	—	▲1.1%
男 (外国人住民除く)	3,727人	47.2%	▲5.0%	3,679人	47.1%	▲1.2%
女 (外国人住民除く)	4,175人	52.8%	▲4.1%	4,129人	52.9%	▲1.1%
参考	男 (外国人住民)	4人	—	6人	—	—
	女 (外国人住民)	122人	—	129人	—	—

表1-1(3) 年齢三区分別人口の見通し

旧市町村別人口の見通しはされていないため、市全体の見通しのみ記載。

表1-1(4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	6,194人	5,676人	▲8.4%	5,277人	▲7.0%	5,060人	▲4.1%	5,296人	4.7%
第一次産業 就業人口比率	79.4%	70.9%	—	69.8%	—	61.8%	—	52.6%	—
第二次産業 就業人口比率	6.1%	11.9%	—	8.7%	—	12.6%	—	19.7%	—
第三次産業 就業人口比率	14.5%	17.2%	—	21.5%	—	25.4%	—	27.7%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,309人	0.2%	5,008人	▲5.7%	4,778人	▲4.6%	4,536人	▲5.1%
第一次産業 就業人口比率	49.3%	—	41.8%	—	36.4%	—	33.7%	—
第二次産業 就業人口比率	21.1%	—	25.3%	—	26.8%	—	24.5%	—
第三次産業 就業人口比率	29.5%	—	32.9%	—	36.8%	—	41.8%	—

区 分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,539人	0.1%	3,969人	▲12.5%
第一次産業 就業人口比率	34.7%	—	34.7%	—
第二次産業 就業人口比率	22.2%	—	20.4%	—
第三次産業 就業人口比率	42.8%	—	44.5%	—

※総数には、分類不能の産業を含む。

### Ⅲ. 須木区域及び野尻町区域を合算した表

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	18,625人	16,376人	▲12.1%	13,741人	▲16.1%	12,712人	▲7.5%	12,729人	0.1%
0歳～14歳	7,760人	5,881人	▲24.2%	3,926人	▲33.2%	2,955人	▲24.7%	2,816人	▲4.7%
15歳～64歳	9,838人	9,313人	▲5.3%	8,521人	▲8.5%	8,327人	▲2.3%	8,328人	0.0%
うち15歳～29歳(a)	3,516人	2,849人	▲19.0%	2,480人	▲13.0%	2,420人	▲2.4%	2,270人	▲6.2%
65歳以上(b)	1,027人	1,182人	15.1%	1,294人	9.5%	1,430人	10.5%	1,585人	10.8%
(a)/総数 若年者比率	18.9%	17.4%	—	18.0%	—	19.0%	—	17.8%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.5%	7.2%	—	9.4%	—	11.2%	—	12.5%	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,777人	0.4%	12,432人	▲2.7%	11,988人	▲3.6%	11,351人	▲5.3%
0歳～14歳	2,793人	▲0.8%	2,506人	▲10.3%	2,067人	▲17.5%	1,635人	▲20.9%
15歳～64歳	8,147人	▲2.2%	7,630人	▲6.3%	7,124人	▲6.6%	6,467人	▲9.2%
うち15歳～29歳(a)	1,910人	▲15.9%	1,587人	▲16.9%	1,553人	▲2.1%	1,554人	0.1%
65歳以上(b)	1,840人	16.1%	2,296人	24.8%	2,807人	22.3%	3,249人	15.7%
(a)/総数 若年者比率	14.9%	—	12.8%	—	13.0%	—	13.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	14.4%	—	18.5%	—	23.4%	—	28.6%	—

区分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,897人	▲4.0%	10,057人	▲7.7%
0歳～14歳	1,378人	▲15.7%	1,116人	▲19.0%
15歳～64歳	6,033人	▲6.7%	5,381人	▲10.8%
うち15歳～29歳(a)	1,467人	▲5.6%	1,111人	▲24.2%
65歳以上(b)	3,486人	7.3%	3,560人	2.1%
(a)/総数 若年者比率	13.5%	—	11.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	32.0%	—	35.4%	—

※総数には年齢不詳も含む。



表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	11,862人	—	11,296人	—	▲4.8%	10,303人	—	▲8.7%
男	5,628人	47.4%	5,285人	46.8%	▲6.1%	4,876人	47.3%	▲7.7%
女	6,234人	52.6%	5,911人	53.2%	▲5.2%	5,427人	52.7%	▲8.1%

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	9,767人	—	▲5.2%	9,611人	—	▲1.5%	
男 (外国人住民除く)	4,606人	47.2%	▲5.5%	4,523人	47.1%	▲1.8%	
女 (外国人住民除く)	5,161人	52.8%	▲4.9%	5,088人	52.9%	▲1.4%	
参 考	男 (外国人住民)	6人	—	—	8人	—	—
	女 (外国人住民)	124人	—	—	130人	—	—

表1-1(3) 年齢三区分別人口の見通し

旧市町村別人口の見通しはされていないため、市全体の見通しのみ記載。

表1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,621人	7,713人	▲10.5%	7,236人	▲6.2%	6,756人	▲6.6%	6,909人	2.3%
第一次産業 就業人口比率	77.9%	72.1%	—	71.1%	—	62.8%	—	54.0%	—
第二次産業 就業人口比率	6.9%	10.3%	—	7.7%	—	11.9%	—	18.1%	—
第三次産業 就業人口比率	15.1%	17.6%	—	21.2%	—	25.3%	—	27.9%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	6,899人	0.1%	6,489人	▲5.9%	6,259人	▲3.5%	5,780人	▲7.7%
第一次産業 就業人口比率	50.6%	—	44.4%	—	36.4%	—	34.4%	—
第二次産業 就業人口比率	19.9%	—	24.0%	—	27.1%	—	24.3%	—
第三次産業 就業人口比率	29.5%	—	33.6%	—	36.5%	—	41.3%	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,699 人	▲1.4%	4,983 人	▲12.5%
第一次産業 就業人口比率	35.4%	—	34.9%	—
第二次産業 就業人口比率	21.5%	—	20.4%	—
第三次産業 就業人口比率	43.1%	—	44.4%	—

※総数には分類不能の産業も含む。

#### IV. 小林市全体の表

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	62,519 人	58,298 人	▲6.8%	52,415 人	▲10.1%	51,037 人	▲2.6%	52,762 人	3.4%
0 歳～14 歳	23,984 人	19,309 人	▲19.5%	14,224 人	▲26.3%	12,206 人	▲14.2%	11,934 人	▲2.2%
15 歳～64 歳	34,973 人	34,919 人	▲0.2%	33,578 人	▲3.8%	33,509 人	▲0.2%	34,707 人	3.6%
うち 15 歳 ～29 歳(a)	13,671 人	12,005 人	▲12.2%	10,670 人	▲11.1%	10,309 人	▲3.4%	10,057 人	▲2.4%
65 歳以上(b)	3,562 人	4,070 人	14.3%	4,613 人	13.3%	5,322 人	15.4%	6,121 人	15.0%
(a)/総数 若年者比率	21.9%	20.6%	—	20.4%	—	20.2%	—	19.1%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.7%	7.0%	—	8.8%	—	10.4%	—	11.6%	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	53,756 人	1.9%	53,480 人	▲0.5%	52,828 人	▲1.2%	51,697 人	▲2.2%
0 歳～14 歳	12,026 人	0.8%	11,146 人	▲7.3%	9,830 人	▲11.8%	8,294 人	▲15.6%
15 歳～64 歳	34,543 人	▲0.5%	33,753 人	▲2.3%	32,487 人	▲3.8%	30,901 人	▲4.9%
うち 15 歳 ～29 歳(a)	8,630 人	▲14.2%	7,830 人	▲9.3%	7,473 人	▲4.6%	7,596 人	1.6%
65 歳以上(b)	7,187 人	17.4%	8,581 人	19.4%	10,511 人	22.6%	12,502 人	18.8%
(a)/総数 若年者比率	16.1%	—	14.6%	—	14.1%	—	14.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.4%	—	16.0%	—	19.9%	—	24.2%	—

区分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	49,820人	▲3.6%	48,270人	▲3.1%
0歳～14歳	7,052人	▲15.0%	6,285人	▲10.8%
15歳～64歳	29,104人	▲5.8%	27,286人	▲6.2%
うち15歳～29歳(a)	7,050人	▲7.2%	5,877人	▲16.6%
65歳以上(b)	13,664人	9.3%	14,566人	6.6%
(a)/総数 若年者比率	14.2%	—	12.2%	—
(b)/総数 高齢者比率	27.4%	—	30.2%	—

※総数には年齢不詳も含む。

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	53,158人	—	51,325人	—	▲3.4%	48,975人	—	▲4.6%
男	25,229人	47.5%	24,192人	47.1%	▲4.1%	23,002人	47.0%	▲4.9%
女	27,929人	52.5%	27,133人	52.9%	▲2.9%	25,973人	53.0%	▲4.3%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	47,892人	—	▲2.2%	47,300人	—	▲1.2%
男 (外国人住民除く)	22,516人	47.0%	▲2.1%	22,225人	47.0%	▲1.2%
女 (外国人住民除く)	25,376人	53.0%	▲2.2%	25,075人	53.0%	▲1.1%
参考	男 (外国人住民)	26人	—	31人	—	—
	女 (外国人住民)	296人	—	308人	—	—

表1-1(3) 年齢三区分別人口の見通し

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
65歳以上	13,664人	14,608人	15,838人	17,040人	17,505人	17,266人	16,563人	15,863人
15～64歳	29,104人	27,374人	24,792人	22,773人	21,194人	20,237人	19,494人	18,607人
0～14歳	7,052人	6,285人	5,903人	5,605人	5,410人	5,152人	4,971人	4,761人
総数	49,820人	48,267人	46,534人	45,417人	44,109人	42,655人	41,028人	39,230人

(まち・ひと・しごと創生てなんど小林総合戦略より)

※各年齢区分の合計と総数が合わない年度は、小数点以下の計算によるもの。

表1-1(4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	29,264 人	26,878 人	▲8.2%	26,734 人	▲0.5%	25,684 人	▲3.9%	26,894 人	4.7%
第一次産業 就業人口比率	65.3%	57.5%	—	54.7%	—	45.7%	—	38.7%	—
第二次産業 就業人口比率	10.0%	12.5%	—	12.0%	—	16.3%	—	20.7%	—
第三次産業 就業人口比率	24.7%	30.0%	—	33.3%	—	38.0%	—	40.6%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	27,001 人	0.4%	26,715 人	▲1.1%	26,926 人	0.8%	25,691 人	▲4.6%
第一次産業 就業人口比率	36.1%	—	29.9%	—	25.9%	—	23.9%	—
第二次産業 就業人口比率	21.0%	—	24.4%	—	25.2%	—	23.2%	—
第三次産業 就業人口比率	42.9%	—	45.7%	—	48.9%	—	52.9%	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	25,125 人	▲2.2%	23,300 人	▲7.2%
第一次産業 就業人口比率	23.4%	—	22.5%	—
第二次産業 就業人口比率	19.9%	—	19.4%	—
第三次産業 就業人口比率	55.8%	—	56.8%	—

※総数には分類不能の産業も含む。

### (3) 行財政の状況

#### I. 小林市全体の状況

景気低迷に伴う地方税収の落ち込みや、少子高齢化等社会構造の変化に伴う社会保障関係経費の増加等により悪化した地方財政は、近年の国の経済対策等による持ち直しの傾向も一部に見られるものの、累積している過去の借入金に対する元利償還が財政を圧迫しつつあり、依然厳しい状況が続いている。

そのような中で、平成25年度の決算は、平成22年度に野尻町と合併したスケールメリットを活かしながら、これまでの行財政改革の取組を継続することにより、市債残高が減少し、基金残高が増加するなど、健全化に向けた一定の成果が出た内容となっている。

なお、経常収支比率(※1)は、地方税や普通交付税の増に加え、人件費など歳出減の影響もあり、平成22年度決算より改善し、87.9%となった。

公債費関係の指標についても、平成22年度と比較すると公債費負担比率(※2)、公債費比率(※3)、実質公債費比率(※4)ともに、若干ではあるが改善しており、財政健全化法による将来負担比率(※5)も改善している。

今後、市役所本庁舎の建設事業や、駅周辺の整備事業などが予定されており、それに伴う市債借入額の増加が見込まれている。「30年後を見据えた持続可能なまちづくり」を推進し、「行政の効率化に向けた取組」と「重要課題への対応」を両立していくため、引き続き行財政改革を着実に実行し、更なる財政の健全化に努めていく。

- ※1（経常収支比率） 人件費、扶助費、公債費（地方債の元利償還金）等の義務的性格の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断する指標
- ※2（公債費負担比率） 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標
- ※3（公債費比率） 公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合を示す指標
- ※4（実質公債費比率） 公債費に充当された一般財源の額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを3箇年の平均値で示す指標
- ※5（将来負担比率） 一般会計が将来負担すべき実質的な負債（地方債償還予定額、債務負担行為に基づく支出予定額及び退職手当支給予定額等）の標準財政規模に対する割合を示す指標

表1-2(1) 小林市財政の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成17年度	平成22年度	平成25年度
<b>歳入総額 A</b>	21,360,403	26,035,040	25,755,335
一般財源	10,695,326	15,318,470	15,272,139
国庫支出金	2,271,379	3,545,373	3,254,875
都道府県支出金	1,850,873	2,396,469	2,103,476
地方債	3,423,300	1,939,848	2,110,498
うち過疎債	50,400	223,200	430,100
その他	3,119,525	2,834,880	3,014,347
<b>歳出総額 B</b>	21,036,075	25,004,838	24,897,856
義務的経費	8,870,565	11,620,356	11,638,496
投資的経費	5,337,811	3,526,964	3,025,831
うち普通建設事業	5,136,234	3,266,175	2,985,995
その他	6,754,861	9,585,653	9,743,275
過疎対策事業費	72,838	271,865	490,254
<b>歳入歳出差引額 C (A-B)</b>	324,328	1,030,202	857,479
翌年度へ繰越すべき財源 D	124,659	132,418	60,595
<b>実質収支 C-D</b>	199,669	897,784	796,884
財政力指数	0.380	0.349	0.348
公債費負担比率	16.1	17.8	17.7
実質公債費比率	12.3	13.7	11.4
起債制限比率	9.2	—	—
経常収支比率	94.5	88.3	87.9
将来負担比率	—	114.9	79.4
地方債現在高	22,932,426	29,227,019	27,150,106

※平成17年度決算においては、合併前のため旧野尻町決算分は含まれていない。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成20 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	26.5	38.1	43.2	52.0
舗装率 (%)	—	50.6	77.8	82.7	85.9
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	76.7
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	7.9
水道普及率 (%)	—	—	—	—	97.2
水洗化率 (%)	—	—	—	—	63.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	2.7	2.7	2.7	2.7	3.7

区 分	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道		
改良率 (%)	53.1	53.5
舗装率 (%)	86.2	92.2
耕地1ha当たり農道延長 (m)	91.7	92.3
林野1ha当たり林道延長 (m)	8.0	8.0
水道普及率 (%)	97.1	99.6
水洗化率 (%)	69.6	72.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	3	3.1

※数値未記載の欄はデータが存在しないため

## II. 須木区域の状況

須木区域歳入総額は、平成12年度2,931,684千円から平成16年度3,323,668千円と13.3%増となっている。そのうち、主な区分の増減額並びに率は次のとおりである。地方税が平成12年度179,939千円から平成16年度264,907千円で47.2%増、地方交付税が同年度の1,736,102千円から1,242,021千円で28.4%減、国庫支出金が同年度の307,460千円から363,112千円で18.1%増、地方債が同年度の358,300千円から733,600千円で104.7%増である。また、収入構成比率については次のとおりである。地方税が平成12年度の6.1%から8.0%、地方交付税が同年度の59.2%から37.4%、国庫支出金が同年度の10.5%から10.9%、地方債が同年度の12.2%から22.1%となっている。

上記区分の財源が須木区域財政の主要財源であるが、地方交付税の減少と地方債の増加が特徴的な事項である。

須木区域歳出については、平成12年度2,865,366千円から平成16年度3,262,142千円で13.8%増となっている。義務的経費については、平成12年度993,762千円から平成16年度1,005,711千円で1.2%増となっている。投資的経費については、平成12年度757,944千円から平成16年度1,051,938千円で38.7%増となっている。

義務的経費の増となった要因は、人件費が減になったものの、公債費及び扶助費の増加によるものである。投資的経費の増となった要因は、普通建設事業費の大幅な増によるものである。

表1-2(1) 須木区域財政の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成12年度	平成16年度
<b>歳入総額 A</b>	2,931,684	3,323,668
一般財源	1,986,047	1,576,847
国庫支出金	75,530	159,321
都道府県支出金	231,930	203,791
地方債	358,300	733,600
うち過疎債	220,500	545,800
その他	279,877	650,109
<b>歳出総額 B</b>	2,865,366	3,262,142
義務的経費	993,762	1,005,711
投資的経費	757,944	1,051,938
うち普通建設事業	710,532	904,753
その他	1,113,660	1,204,493
過疎対策事業費	636,051	754,006
<b>歳入歳出差引額 C (A-B)</b>	66,318	61,526
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,500	318
<b>実質収支 C-D</b>	49,818	61,208
財政力指数	0.114	0.190
公債費負担比率	17.5	22.4
実質公債費比率	—	—
起債制限比率	7.2	8.5
経常収支比率	79.3	88.7
将来負担比率	—	—
地方債現在高	3,189,187	4,350,174

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	5.5	16.4	33.6	38.8	72.0
舗 装 率 (%)	4.5	45.6	75.3	87.9	91.9
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	60.3	71.5	98.3	75.5	77.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	4.9	5.8	7.3	12.0	18.6
水 道 普 及 率 (%)	32.1	70.8	95.8	97.2	97.4
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	29.5	30.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	1.5	1.8	2.1	0	0

区 分	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市 町 村 道		
改 良 率 (%)	74.3	65.2
舗 装 率 (%)	89.7	93.9
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	102.1	102.1
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	17.7	17.7
水 道 普 及 率 (%)	100	100
水 洗 化 率 (%)	81.2	85.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0

※数値未記載の欄はデータが存在しないため

### Ⅲ. 野尻町区域の状況

野尻町区域歳入総額は、平成 12 年度 6,138,539 千円から平成 20 年度 5,425,247 千円と 11.6%減となっている。そのうち、主な区分の増減額並びに率は次のとおりである。地方税が平成 12 年度 554,716 千円から平成 20 年度 684,364 千円で 23.3%増、地方交付税が同年度の 2,660,571 千円から 2,328,492 千円で 12.5%減、国庫支出金が同年度の 296,819 千円から 568,495 千円で 91.5%増、県支出金が同年度の 682,941 千円から 384,977 千円で 43.6%減、地方債が同年度の 948,200 千円から 573,661 千円で 39.5%減である。また、収入構成比率については、次のとおりである。地方税が同年度の 9.0%から 12.6%、地方交付税が同年度の 43.3%から 42.9%、国庫支出金が同年度の 4.8%から 10.5%、県支出金が同年度の 11.1%から 7.1%、地方債が同年度の 15.4%から 10.6%となっている。

上記区分の財源が野尻町区域財政の主要財源であるが、地方交付税、県支出金、地方債の減少と地方税及び国庫支出金の増加が特徴的な事項である。

歳出については、平成 12 年度の 5,902,076 千円から平成 20 年度 5,023,041 千円で 14.9%減となっている。義務的経費については、平成 12 年度 1,959,356 千円から平成 20 年度 2,216,195 千円で 13.1%増となっている。

投資的経費については、同年度 2,221,230 千円から 1,092,367 千円と 50.8%減となっている。義務的経費の増となった要因は、人件費が減となったものの、公債費及び扶助費の大幅な増加によるものである。投資的経費の減となった要因は、普通建設事業費の大幅な減によるものである。



表1-2(1) 野尻町区域財政の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成20年度
<b>歳入総額 A</b>	6,138,539	5,908,694	5,425,247
一般財源	3,411,108	3,112,313	3,180,367
国庫支出金	296,819	368,396	568,495
都道府県支出金	682,941	500,639	385,176
地方債	948,200	1,058,300	573,661
うち過疎債	592,600	754,100	313,200
その他	799,471	869,048	717,548
<b>歳出総額 B</b>	5,902,076	5,693,372	5,023,041
義務的経費	1,959,356	2,115,661	2,216,195
投資的経費	2,221,230	1,877,788	1,092,367
うち普通建設事業	2,138,699	1,509,989	1,034,533
その他	1,721,490	1,699,923	1,714,479
過疎対策事業費	902,461	846,936	426,992
<b>歳入歳出差引額 C (A-B)</b>	236,463	215,322	402,206
翌年度へ繰越すべき財源 D	19,797	35,798	161,025
<b>実質収支 C-D</b>	216,666	1,479,524	241,181
財政力指数	0.202	0.230	0.240
公債費負担比率	18.9	21.5	23.8
実質公債費比率	—	11.6	14.9
起債制限比率	8.4	8.0	10.8
経常収支比率	79.0	85.6	88.5
将来負担比率	—	—	76.0
地方債現在高	6,589,236	7,815,265	7,054,772

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成20 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	46.4	63.3	72.9	82.9
舗装率 (%)	—	55.2	75.2	85.7	94.4
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	22.9	41.4	54.4	84.3
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.2	1.3
水道普及率 (%)	34.1	65.7	80.1	97.7	95.1
水洗化率 (%)	—	—	—	62.6	75.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

区 分	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道		
改良率 (%)	83.4	82.7
舗装率 (%)	95.2	97.4
耕地1ha当たり農道延長 (m)	88.7	90.8
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.3	1.3
水道普及率 (%)	99.8	99.8
水洗化率 (%)	68.1	70.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0

※数値未記載の欄はデータが存在しないため

#### IV. 須木区域及び野尻町区域を合算した表

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成20 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	—	24.5	54.0	62.1	79.3
舗装率 (%)	—	48.0	75.2	86.0	93.4
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	52.2	—	82.6
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	5.6	—	9.4
水道普及率 (%)	—	—	—	—	95.6
水洗化率 (%)	—	—	—	—	76.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

区 分	平成22 年度末	平成25 年度末
市 町 村 道		
改良率 (%)	80.4	79.1
舗装率 (%)	93.4	96.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	91.4	93.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	9.4	9.4
水道普及率 (%)	99.9	99.9
水洗化率 (%)	70.7	73.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0

※数値未記載の欄はデータが存在しないため

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

#### I. 須木区域

九州山脈の山懐に抱かれた山紫水明の地、須木区域は、人情味あふれる特性を持って、営々として豊かな地域づくりを推進してきた。また、過疎法に基づく計画により、市道及び農林道の整備、産業の生産基盤整備、社会生活環境整備等を積極的に進めてきた結果、地域住民の所得の向上、住民福祉の向上、雇用の増大等に効果をあげてきた。

しかし、大都市への中核機能等の一極集中により、依然として人口減少傾向は続いており、特に、若年層の人口流出が際立ち、人口の4割以上が65歳以上の高齢者という超高齢社会を形成する要因の一つとなっている。

さらに、須木区域は面積の92.6%が林野で、かつその88.6%が国有林であり、山間の僅かな平地に生活拠点を展開しているため集落は広範囲に散在しており、コミュニティ形成をより困難なものにしている。

須木区域では、このような状況を踏まえて過疎対策のための諸施策を積極的に間断なく推進していき、「誰でも住みたくなり、住み続ける地域づくり」を基本目標とする。まず、交通通信網、上水道施設の整備を図り、住み心地の良い生活環境を構築する必要がある。そして、農林業の振興や6次産業化の推進等による雇用の拡大、所得の安定向上を目指していく。

同時に、グリーンツーリズムの推進や、各種イベントの開催等ソフト事業の実施により、須木区域全体

で観光・地域間交流に取り組み、活力ある豊かな地域づくりを目指していく。

また、平成26年11月に設立された「すきむらづくり協議会」の活動を積極的に支援していく。

さらには、地域社会の重要な担い手である高齢者のシニアパワーを活かして、文化、スポーツ、学習、ボランティア活動等を通して地域社会の交流を促進し、生きがいを得られるような諸施策を講じることで、生涯を通したどの世代にとっても住みやすく、魅力のある地域づくり及び自立促進を図っていくものとする。

産業の振興については、基幹産業である農林業と商工業の総合的な発展に努め、中山間地域としての位置づけから、関係法令に基づく基盤整備を図るものとする。

農業については、意欲ある担い手への施策を重点化、集中化するため、人・農地プランの充実を図るとともに、集落営農組織を中心とした地域農業の振興、農業生産法人等の6次産業化に取り組む組織への支援を行い、地域の特性を活かした農業の実現を目指す。

林業については、戦後進められた拡大造林が標準伐期齢に達した林分も増えているが、木材価格の下落に伴い伐期を延長する長伐期施業へ転換する流れも見られる。しかし、優良林育成の観点から利用間伐等、今後とも適切な森林施業を実施していく必要がある。併せて林道、作業道の基盤整備促進を図る必要がある。また、特用林産の振興、林業後継者の育成確保に努めるものとする。

商工業については、余暇の長期化、多様化、周辺市町での観光開発整備、アクセス道路の整備等、須木区域の観光需要は急速に高まってきていることから、森、川や湖等の天然資源や史跡を活用した観光レクリエーション等を組み込んだグリーンツーリズムなどの体験交流型観光等を核として推進し、農業、林業、商業及び観光との連携を図っていくものとする。

次に、広域的発展のためにもあらゆる生活生産の基盤である交通通信網の整備が必要である。まず、国道265号線、主要地方道宮崎須木線、その他一般県道の整備促進を図るものとする。さらに市道、農道、林道等の整備を図り、交通網のネットワーク化を進めるものとする。また、産業、医療、教育、防災等に必要な情報通信基盤の整備に努めるものとする。

生活環境の整備は、住みよい地域づくりの根本であり、都市部並みの施設整備を目指すものとする。まず、快適な生活環境を確保するため、し尿と生活雑排水を併せて処理し、水洗化の普及を図る農業集落排水事業の加入率を高め、合併処理浄化槽の設置普及を図るものとする。

ごみ処理については、可燃物、不燃物等の区分により、えびの市美化センターと霧島美化センターを併用するとともに、広域連携による施設の整備を図る。

水道については、水道の普及や生活様式の変化に伴い、かなりの需要の増大が見込まれるので、水源の確保や導配水管施設の整備を進めていかなければならない。

公営住宅については、老朽化した住宅の建て替えを含め、今後、需要が見込まれる若者向け又は高齢者向けの住宅建設を進めるものとする。

消防対策については、必要な消防団員を確保するため、処遇の改善、機械器具の充実による活性化を図りながら、西諸広域消防との連携を密にする。

救急対策については、念願であった救急車が西諸広域消防須木分遣所に配置され、要救助者の搬送が極

めてスムーズになった。

高齢者等の福祉対策については、可能な限り、住み慣れた地域で、人生最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、在宅での自立した日常生活の支援への取組を推進するとともに、施設福祉の両面からの施策を進めていく。

子育て支援対策については、保育所の持つ機能を十分に発揮させ、保育サービスの充実を図るとともに、仕事と子育てなど家庭生活と両立できる地域づくりの推進に努める。

次に医療の確保について、須木区域には、須木診療所及び須木歯科診療所を設置しているが高齢者比率が高く公共交通機関も少ないため、地域住民の移動手段が限られ、より身近な生活圏内で必要な初期医療が安定的に受けられる体制の整備に努める。

教育文化の振興は、地域づくりは人づくりであるとの認識に立って幼児から高齢者まで生涯を通し、学習する機会を作る生涯学習体系を更に整備し、生涯教育の充実を図る。

文化振興対策については、総合ふるさとセンターを活用し、振興策を展開する。

須木区域の集落は広範囲に散在していて、周辺部集落では生活環境の整備が遅れ、更に過疎化が著しいことから集落としての機能の維持が難しい状況となってきている。産業や観光での振興対策を推進するとともに、生活の利便性の確保、医療、福祉等の公共サービスの向上が図られるよう努めるものとする。

## II. 野尻町区域

「一度は行ってみたい町、住んでみたい町、住んでよかった町」「後世に誇れる町」づくりを目指し、先人の残した「フロンティア精神」のもと、豊かな自然・歴史・風土・文化・人情を育みながら条件を活かした生産性の高い農業経営への移行、「のじりこびあ」・道の駅「ゆ〜ぱるのじり」を核とした観光産業の創出等により、働く場の確保と所得の向上を図りつつ、交通通信基盤、安全生活基盤、生産基盤の整備と産業の振興等、総合的・計画的な取組を行った結果、着実に発展を遂げてきた。

しかしながら、少子化の進行と同時に過疎化も進行しており、農業においても国際環境の中で厳しい対応を迫られ、更に情報通信網等の技術革新・国際化の進展、労働や余暇についての価値観の変化等、社会経済情勢は急激な変革の渦中にある。

そのため情勢の変化に的確かつ積極的に対応し、野尻町区域の発展を図らなければならない。

日本の食料基地といわれる南九州にあって、条件を活かした高度で生産性の高い農業の構築、企業立地の促進等による雇用機会の増加と確保に努め、安定・高水準の生活を確保すべく、行政・住民一体となって前向きに取り組む。また、資源の発掘等による特徴ある観光開発に積極的に取り組み、調和の取れた産業構造の形成に努め、経済基盤の確立を図る。

今日の野尻町区域の発展は、その時々野尻町区域の住民が開拓精神を発揮し、労を惜しまずに努力した結果によるものであり、今後も「豊かな自然を活かし自然と共存する町」、「フロンティア精神を継承する人・町」、「地の利を活かす町」づくりに向けた取組を継続する。

また、新卒者、U・I・J ターン者など若者を受け入れる就業の場を確保するため、広域的な観点での企

業立地にも積極的に対応する。

なお、今後は地域経済が広域化しつつあることを踏まえ、広域的観点に立った施策を強力に進めることとし、野尻町区域における地域の自立促進方針を次のとおり定める。

#### ① 明るく元気な人づくり

大きく変わりつつある社会環境の中で、これに対応する人材の育成が求められる。このような中、平成27年度からきずな協働体である「輝けフロンティアのじり」が組織され、全ての野尻町区域の住民をまちづくりの主役とした。組・公民館等の集落単位での活性化、地域芸能等を通じた異世代交流の活性化や未来を担う子どもたちを育てるまちづくりの推進に努める。

平均寿命の伸長・労働環境の変化に伴う生涯を通じた余暇時間の増加、価値観の変化、教育水準の向上等により、住民ニーズは多様化しており、今後更にその傾向は大きくなると予想される。

学習への意欲と要請に応えるため、未就学児から高齢者まで生涯学習への参加を促し、そのためにも多種多様な学習機会の提供に努めなければならない。

このため、学校教育においては児童生徒の基礎的資質を培い、個性を伸ばし、生涯にわたって主体的に学習する能力・創造力・思考力・表現力等を育成するための特色ある学校づくりに努めなければならない。社会教育においては住民各層が求める知識・技術を習得できる場を提供し、併せてその機運の醸成を図らなければならない。家庭教育の充実のもとに学校教育、社会教育との有機的連携による意欲のある心の豊かな人づくり、まちづくりを目指す。

また、豊かな人生を送るためにも健康の保持と増進に努めなければならない。特に高齢化が進んでいる中、心身の健康保持は大きな課題であることから、特定健診受診率向上のためにも住民意識の高揚を図り、病気の予防・早期診断・早期発見・早期治療にかかる指導と医療体制の確立に努めるとともに、認知症サポーター制度等を広く周知し、地域で見守り、互いを助け合うまちづくりの確立を目指す。

同時にスポーツやレクリエーションへの参加を促し、健康づくりとともに豊かな人生を過ごせるよう努めなければならない。また、地域資源を活かした食による健康づくりを積極的に推進する。

#### ② 産業の育成と振興による経済基盤づくり

日本の食料基地といわれる南九州にあって野尻町区域が目指す農業振興策には、温暖で日照時間の長いこと等の自然条件を活かしながら、土づくりによる環境保全型農業を基本に土地基盤と畑地かんがいの整備を強力に推進し、既存概念にとらわれることなく新技術・新作物等を導入するなど、今日の厳しい農業環境に耐えうる足腰の強い農業経営の構築が求められる。この実現のためにあらゆる英知を結集し、関係機関と農業者が一体となって取り組まなければならない。

企業立地の促進は、若年労働者の定住と中高年齢者の働く場の創出のためにも重要である。立地のための条件整備等を図り、併せて地場産業の育成強化にも積極的に取り組まなければならない。また、広域的な観点での企業立地にも積極的に対応する。

国民の休暇の増大に対応し、農家民泊に代表される体験型の都市と農村との交流にも積極的に取り組まなければならない。地域住民の自主的・積極的な取組を促す。

第1次・第2次・第3次産業の均衡・調和のとれた経営基盤の確立と付加価値を与える産業の育成を図り、

活力ある豊かなまちづくりに努める。

### ③ 条件を活かした住環境づくり

自動車の普及と道路網の整備により、都市と野尻町区域との時間的距離は短くなってきている。また、住民の生活行動圏は拡大しており、居住の場についてもその対象地域は拡大され、居住環境等居住者の選択の範囲も広がってきている。

野尻町区域を横断する国道 268 号は、観光道路としての利用度が高く、花木の植栽等の誇れる景観を呈している。この延長 20.3 km の道路を中心に野尻町区域内の隅々まで四季折々の花あふれるまちづくりに努める。

地理的にも県南部の中央に位置する野尻町区域は、宮崎市・西都市・都城市・えびの市のいずれにも車で 1 時間以内という地の利に恵まれている。加えて高原 I C まで 10.9 km、宮崎・鹿児島両空港いずれも 1 時間程度で利用できる条件を持ち合わせている。

これらの恵まれた立地条件を最大限に活用し、定住促進に積極的に取り組む。

また、生活排水処理の推進と質の高い住宅・宅地の供給及び文化・教育環境の整備が求められる。

同時に野尻町区域の住民が持つ豊かな人間性によって育まれてきた「融和といたわりの人によさしいまち」のカラーを鮮明にすることも必要である。「いつ、誰が、どこに居を構えても地域の人々が温かく包んでくれる」既存住民の心の環境づくりも大切といえる。

## (5) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

## (6) 公共施設等総合管理計画との整合性

小林市が抱える公共施設は、築 30 年を経過したものが 4 割を超える状況である。そのような中、厳しい財政事情や住民ニーズの変化等にも対応しながら、公共施設・インフラ施設を総合的かつ計画的に管理していく必要がある。そこで、「小林市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設担当部局間の連携・情報共有を図るとともに、各施設の状況把握等に努めながら、過疎地域においても公共施設・インフラ施設の適正な管理を行う。

### <基本方針>

・「公共施設」については、統合等により施設総量の縮減を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減や更新費用の平準化等を図る。

・「インフラ施設」については、ライフサイクルコストの縮減や更新費用の平準化等を図る。

## 2 産業の振興

### A 現況と問題点

#### I 須木区域

- ① 須木区域の産業については、長引く経済不況や購買力の流出等が要因となり、大変厳しい状況にある。また、就業者の高齢化が著しく、後継者不足が深刻な問題となっており、基幹産業の担い手となる後継者の育成が急務である。基幹産業が時代の流れに対応し、持続可能な産業に発展するためには、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一元化といった取組に対する支援が必要である。
- ② 農業については、須木区域においても、農産物の価格低迷、燃油価格の高騰等の生産コストの増大、農業従事者の高齢化、担い手不足の進行や耕作放棄地の増加により、農業の将来像を描くことができない状況である。また、ここ10年以上、シカやイノシシ、アナグマ等による農作物への被害が増加し、その対策に苦慮している。さらに、TPP交渉の大筋合意による影響も懸念されており、ますます厳しい状況になると予想される。

栗、椎茸等にしてもこれからは、高品質、同一品種で出荷できる方法を考えるなど、量より質の時代が変わっていることを個々の生産者が自覚し、市場のニーズや流通を考慮した集出荷体制を整備する必要がある。冒頭に述べたように政治、経済が世界的規模で急速に変化している今日にあって、国内情勢はもちろん、世界情勢にも気を配りながら、あらゆる変化に対応できる足腰の強い経営形態の確立が急務である。

林業について、須木区域の森林面積は22,545haで総面積に対する森林率は92.6%であり、そのうち国有林面積が森林面積の88.6%（19,985ha）を占め、民有林は11.4%（2,560ha）となっている。民有林の人工林構成比はスギ54%、ヒノキ33%、マツ・クヌギ・その他13%であり、スギ・ヒノキのほとんどが伐採時期に達している。近年は、木材価格の低迷等により伐期を延長する長伐期施業へ転換する流れも見られるが、伐採跡地の再生林を進めていくことは急務である。しかし、市場価格の高い優良な木材を生産するためには除伐、間伐等の計画的な保育が必要であり、市場の動向をにらんだ臨機応変な対応が迫られている。また、森林のシカによる被害の対策や伐採跡地の再生林の推進を図る必要がある。

農林業を主体とする須木区域では、過疎化による高齢化は今後も引き続き進行するものと思われ、それぞれの産業において、担い手の育成確保は重要な課題となっている。農林業以外の仕事にも従事している後継者も多く、これから更に若者の新規参入を図るためには、労働条件の改善整備や福利厚生整備が急務である。

- ③ 地場産業の振興については、地域活性化の起爆剤としての役割と所得向上という二つの推進的な要素を持っている。経済の長期的な停滞が続く中で、旅行形態は、従来の観光地の施設やイベントを巡る遊覧型から、グリーンツーリズムに代表される体験交流型へと変わってきている。観光を推進していく中で、特産品の充実が集客の重要なポイントになると思われ、須木区域は、栗、ゆず、山菜等を中心とした特産品加工に着手し、付加価値を高めてきた。これから先、栗、ゆずともに生産出荷量の増加が見込まれ、

当初建設した農産物加工場の整備と併せて、新たな加工施設の建設など早急な対応が必要である。

すきむらんど等観光基盤の整備に伴ってそれぞれ創意と工夫によって特産品開発も積極的に行われ、その成果は着実に築かれようとしている。

- ④ 企業の誘致としては、平成2年に株式会社大和合成宮崎、平成20年に三喜金属工業株式会社が創業した。現在は、株式会社大和合成宮崎のみ操業しており58名の雇用となっている。そのうち須木区域からの採用人数は、5名と、若者の雇用の確保にはつながっていないのが現状である。
- ⑤ 起業については、地元産品を原材料にした加工品等を製造販売する女性グループが活躍している。一方で、新規産業に対しての環境整備等、若者を中心とする団体等が創業・新分野へ進出意識を高めるための魅力ある支援が必要とされている。
- ⑥ 地元商店街の振興に関しては、少子高齢化に伴う生産年齢層の流出に歯止めがきかない現状においては、地元で買い物をする年代層が減少の一途をたどり、地元商店の存続自体が危ぶまれる状況にある。
- ⑦ 須木区域の給油所は、民間事業者によって1箇所のみ営業がされていたが、平成25年7月末に業績不振により休業となったことで、区域内で営業する商店や金融機関等を利用する住民が激減し、区域内の経済に大きな打撃を与えることとなった。そのような中、平成26年1月に区域内の産業の維持のために給油所の再開を目指して商工会等を中心とする区域民の強い要望活動を行った結果、こばやし農業協同組合が休業となっていた給油所を買い取り、営業を再開することとなった。またその際、給油所の燃料タンクが消防法に規定する使用期限を迎えていたため、改修を実施した。

## Ⅱ. 野尻町区域

- ① 野尻町区域の産業の中心は、農業であり肉用牛などの畜産のほか、米、野菜などを生産し、南九州の食料供給基地の一角を担うとともにメロン、完熟マンゴーなどの多様な特産物を産出している。しかし、農業を取り巻く環境は、米をはじめとする多くの農産物の輸入自由化の影響や農業者の高齢化・後継者不足等の多くの課題を抱えており厳しい状況にある。また、農商工連携による生産・加工・流通・販売の一元化や新産業創出等の取組への支援が求められている。
- ② 農業振興については、生産基盤の整備を進め、認定農業者等の担い手を育成するとともに、農地や農作業の受皿となる集落営農組織を育成するなど担い手の不足に対応して地域農業を守る仕組みづくりが必要である。畜産は野尻町区域の基幹産業として振興を図ってきたが、BSE、鳥インフルエンザ、PED等が国内で発生し、特に平成22年に県内で発生した口蹄疫により畜産経営に多大な影響を与えている。「食の安全」が求められている今日、トレーサビリティ（生産履歴）の定着化及び防疫体制の確立が急務となっている。また、近年、イノシシや猿等による農作物への被害が増加し、被害地域も拡大しており、その対策に苦慮している状況である。林業については、野尻町区域の森林面積は4,974.8ha（内民有林2,839.7ha）と野尻町区域総面積の55.9%を占めている。長引く木材価格の低迷は、林業従事者の生活を圧迫し、森林所有者個人のみでは良好な森林経営が困難な状況であり、また、高齢化や後継者不足により放置される森林が増えている。



- ③ 平成10年に設置した農産物加工センターでは、地元農産物を中心に加工した昔ながらのみそ、ゆべしなどの他にメロン、マンゴーを使ったアイス・シャーベット等を製造し付加価値を高めているが、新商品の開発及びブランド化が必要である。観光とは無縁の地であった野尻町区域も、平成4年の「のじりこびあ」オープンを契機に観光による野尻町区域の活性化が図られ、観光産業として確立されるものとなった。平成13年には、総合交流ターミナル道の駅「ゆ〜ぱるのじり」、県総合農業試験場薬草・地域作物センターがオープンしたところであり、農業の振興と同時に新たな観光資源としてその活用を図る必要がある。

加えて、ゆ〜ぱるのじり・大塚原公園・野尻町農村環境改善センターと隣接する大塚原エリアは、その開発・活用について野尻町区域民にとって長年の悲願であった。

観光を中心とした交流人口の増加を図ることは、商工業・農業のみならず地域全体の活力向上に繋がることから入込客の増加、都市住民との交流の場としても期待を寄せる。

- ④ 企業誘致は、平成11年3月末現在には11社の企業が創業し約600名が雇用されていたが、経済波及効果は見られない。平成27年4月現在では5社475名の雇用となっており、野尻町区域内で仕事を見つけることは難しく、若者の区域外への流出は増え続けている。
- ⑤ 起業については、6次産業化を促す動きが活発化しているものの新たな雇用にはつながっておらず、若者等の就業機会の創出を図る必要がある。
- ⑥ 商業は、その多くが個人経営によるものであり経営基盤も弱い。また、近郊都市への大型店進出により野尻町区域内での購買力は低下しており、地元商店の存続自体が危ぶまれている状況にある。この負のスパイラルにより更なる地域の活力低下にもつながると考えられる。

## B その対策

### I. 須木区域

- ① 地域産業の振興はもとより、地域特性を活かした新産業創出等を積極的に支援するなどし、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一元化や安定した雇用の場の確保を推進し、地域の中心的な担い手となる若年層の地域外流出の防止及びU・I・Jターンを促進する。
- ② 農業については、人・農地プランを充実させ認定農業者への支援を行い、意欲向上や新規認定者の掘り起こしにつなげ、地域農業の担い手となる農業者を確保する。

集落営農組織の充実、農業生産法人や6次産業化等に取り組む組織への支援を行うことにより、地域の特性を活かした豊かで活力のある農業の実現を図る。

また、集落営農による農作業受託や有人へりによる水稻の一斉防除等の継続による作業の省力化・効率化を図るとともに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等の活用により、集落ぐるみでの農用地の維持・管理に努め、耕作放棄地の増加を防ぐ。

有害鳥獣対策としては、各種補助事業等を活用し、地域の要望に応じた防護策等の支給や猟友会駆除班と連携した駆除対策を図っていく。

林業においては、魅力ある林業環境を構築していくために、事業体の育成強化を図るとともに高性能林業機械の導入による労働力の軽減等を行うことが必要である。また、伐採跡地の速やかな再生林を進めることで、資源循環システム（植栽・保育・収穫・再移植）を確立するとともに、長伐期施業などの伐期の多様化を推進する必要がある。

- ③ 観光においては、すきむらんど等の観光基盤を活用しつつ、今後は、高速交通網の活用も視野に入れながら、体験交流型観光を推進するとともに、訪日観光客のニーズも踏まえた施策の実施により入込客の増加を図るよう努める。また、地域の資源を活かしたスポーツ合宿等を誘致するための整備を図っていく。
- ④ 若者に魅力ある雇用の場を提供するためにも、地域雇用力のある企業や地域生産の加工業等の誘致活動を積極的に推進する。
- ⑤ 若者等の就業機会の創出を図るため、総合産業の育成を推進するとともに、全産業にわたって創業・新分野への進出意識を喚起しつつ、安定した企業経営に結びつけるための環境整備を図る。
- ⑥ 地元商店街の振興については、個人経営者による小規模商店が中心のため、商工会等と連携を密にし、買い物宅配サービスなど住民生活に密着した魅力ある地元商店街の確立を図っていくことが重要である。
- ⑦ 給油所の安定的な運営と、高齢者等への燃料配達などが継続出来るように必要な支援を行っていく。

## II. 野尻町区域

- ① 産業の振興については、農業の振興はもとより地域特性を生かした新産業創出等を積極的に支援し、農商工連携による生産・加工・流通・販売の一元化の推進、安定した雇用の場を確保し、地域の担い手となる若者層の地域外流出の防止及びU・I・Jターンを促進する。
- ② 経営感覚に優れた認定農業者や中核的農家の育成に努め、安定した経営が行える農業の推進を図る。また、農業者の年齢に応じた作物の推進、有機センターを核とした土づくりによる環境保全型農業の推進、新品目と農産加工による付加価値農業の推進や鳥インフルエンザや口蹄疫等に対する防疫体制の確立など、農業者と関係機関が一体となった積極的な振興方策の展開を図る必要がある。また、近年の猿等野生鳥獣による農林産物等への被害対策については、新たな視点に立った総合的な被害対策を推進するものとする。

林業の振興については、森林の効率的な作業管理を行える林内路網の整備や長伐期施業への転換を推進し、地域林業の再生を図る。

- ③ 農産物加工センターでは、今後とも一切の添加物を使用せず、多種多様な地元農産物を中心に加工した新商品の開発及びブランド化を行う。

観光については、観光協会との連携や、のじり湖祭・イルミネーションといった年間を通じたイベントの開催を支援する。

道の駅「ゆ〜ぱるのじり」については、県総合農業試験場葉草・地域作物センターの機能を活かし

ながら、観光資源としての活用を図るとともに、遊休農地解消を目的とし、輝けフロンティアのじりを中心に高齢者でも手軽に栽培できるような地域作物・薬草等の導入につながるよう、作物センターとの連携を図る。

のじりこぴあについては、施設の老朽化が進んでいることから、リニューアルを行い、本市の東の玄関口の役割を果たすべく入込客の増加を目指す。そのことにより地域の活性化は無論のこと、野尻町区域内の経済効果を増やすことを目指す。

さらに、大塚原エリアについてはその開発・活用について紆余曲折あったが、ようやく方向性が示された。スポーツ競技場を軸とした施設整備により、隣接施設と連携したスポーツ大会・合宿の誘致や更なる住民交流の場として活用を図り、新たな交流人口の確保によって地域の活性化に寄与するものとする。

- ④ 若者に魅力ある雇用の場を提供するため、地域雇用力のある企業や地域生産の加工業等の誘致活動を行う。
- ⑤ 若者等の就業機会の創出を図るため、総合産業の育成を推進するとともに、全産業にわたって創業・新分野への進出意識を喚起しつつ、安定した企業経営に結びつけるための環境整備を図る。
- ⑥ 商工業者の減少は地域活力の低下もつながることから、商工会と連携し、買い物弱者救済事業や商業祭等を行い、経営基盤の弱い商工業者の支援を行う。

## C 計画

### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
1 産業の振興	(1) 農業の振興 基盤整備	大萩地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域	
		八所地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域	
		釘松地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域	
		猿瀬地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域	
		相傘田地区農地環境整備事業	県	野尻町区域	
		紙屋第一地区農地環境整備事業	県	野尻町区域	
		川間西地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域	
		川間東1期地区畑地帯総合整備事業	県	野尻町区域	
		(2) 林業	作業道 楠谷線	市	須木区域
			作業道 大眠線	市	野尻町区域
	作業道 山田口線		市	野尻町区域	
	市有林育林事業		市	野尻町区域	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	農産物加工場整備事業	市	須木区域 野尻町区域	
		(8) 観光又はレクリエーション	観光施設改修事業	市	須木区域 野尻町区域
	大塚原エリア開発事業		市	野尻町区域	
	(9) その他	有機センター施設整備事業	市	野尻町区域	
		地域エネルギー供給拠点整備事業	市	JA	
		有機センター施設整備事業	市	野尻町区域	
	(10) 過疎地域自立促進特別事業	商工業経営改善普及事業費補助	商工会	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		商工業振興対策事業	市・団体	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
商工業後継者育成資金利子補給		市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定	
買い物弱者救済事業		商工会	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定	

ふるさと定住対策事業補助	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
燃料供給対策事業費補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
特産品振興事業費補助	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
観光振興対策事業	市・団体	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
観光施設維持管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
特産品販売促進事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
もみじの里づくり事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
栗振興協議会活動事業費補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
栗薬剤防除活動事業費補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
栗管理作業班活動補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
ゆず振興協議会活動事業費補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
林業管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
松くい虫防除事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
環境緑化事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
河川プール管理事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
河川等管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
道路橋梁管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
土木管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
農村整備総務事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
有害鳥獣対策	市・団体	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
須木和牛の里づくり推進事業	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
家畜振興対策事業（購入資金無利子貸付）	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
家畜環境保全事業（のじりアグリサービス支援対策）	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
優良肉用牛保留対策事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
受精卵移植事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
家畜防疫対策事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
水稲病虫害防除事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
水稲航空防除事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
宮崎ならではの果樹産地構造改革推進事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
緊急！みやざきの中山間果樹産地再構築事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
認定農業者制度促進事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
農業資金利子補給	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
環境保全型農業推進事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
農業用廃プラリサイクル促進事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
婦人の家運営事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
集落営農受委託組織育成事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
農林水産業資金貸付金（2倍協調融資）	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
メロン価格安定補償制度事業	J A	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
メロン・マンゴーフェア	実行委員会	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
農林業関連組織育成事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
中山間地域等直接支払制度	団体	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
みやざきの花ブランド産地育成事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
元気みやざき園芸産地確立事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
魅力あるみやざきの果樹産地育成事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
強い産地づくり対策事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
担い手農地利用集積促進事業（認定農業者等農地流動化支援事業）	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
農業用水路維持管理補修事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定

	農業用施設整備事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
--	-----------	---	---------------	-------------

## D 公共施設等総合管理計画との整合

地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、事後的な修繕等だけではなく、必要に応じて、適切な時期に修繕等を行う予防的な保全の実施も検討するなど、施設の適正な保全、長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化等を図っていく。既に、個別施設計画が策定されている「橋梁」については、その計画に沿って管理を進めていく。

## 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

### A 現況と問題点

#### I. 須木区域

① 交通通信体系の整備の方針としては、誰もが利用しやすい交通手段の確保、既存の公共交通手段の維持と新たな公共交通体系の構築、利便性の高い道路交通網の整備を目標とする。平成19年度から市を事業主体とするコミュニティバスへと運行形態が変わり、1日の運行回数も増え、その利便性が高まった。また、交通弱者である学生や高齢者の利用が多い状況にある。しかし、須木区域内に点在する集落に1路線のみの運行となっており、集落間の運行も今後検討する必要がある。

一方、市が所有しているバスについては、高齢者の保健、福祉を目的とした多目的バスとしての役割が高まっている。

② 須木区域は中山間地域であるため、国道265号線、県道沿いに集落が集中しており主要道となっている。しかし、主要地方道宮崎須木線（県道26号線）や一般県道奈佐木高岡線においては舗装率は100%に達しているものの幅員が狭小であり、観光型周遊ルート、災害発生時の緊急輸送道の観点からも国県及び市道について、早期の改良が望まれる。また、これに連絡する市道が120路線あり、国県道が災害等有事の際には代替えとして、小林区域、野尻町区域まで通じる市道等を活用することとなるが、狭小路線が多いため改良が必要である。また、路面等の損傷、劣化、交通安全面からも維持管理が必要とされている。

③ 農道及び林道の整備では、農道は比較的整備されているが、林道については、搬出に必要な林道開設や、作業車の機能向上を図るため舗装整備が必要とされている。また、既存農林道の路面等の損傷、劣化等が進んでいるため、改修や今後の維持管理が必要とされている。

④ 情報通信関係では、テレビ難視聴対策として実施した共同受信施設等の改修や修繕等を行っていく。また、ラジオの難聴対策は遅れており、災害時の情報確保等も見据えて整備が必要である。

一方、インターネット環境の整備は、ほとんど進んでおらず、住民の情報確保手段のみならず、企業の進出や情報の発信にも影響を与えている。地域の実情にあった環境の整備が求められている。

- ⑤ 地域間交流の促進では、温泉や宿泊施設、あるいは農家民泊等の事業展開は行っているが、更なる推進を図っていく。また、宮崎須木線（県道 26 号）が改良され、更に多くの観光客が須木区域を訪れることが予想されており、その対応も必要となってくる。

## II. 野尻町区域

- ① 交通通信体系の整備の方針としては、誰もが利用しやすい交通手段の確保、既存の公共交通手段の維持と新たな交通体系の構築、利便性の高い道路交通網の整備を目標とする。九州自動車道の全面開通により、小林市街地から宮崎・鹿児島両空港までそれぞれ約 1 時間で到達でき、福岡方面への旅行時間も大幅に短縮されるなど広域的な交通条件は大幅に向上している。加えて、東九州自動車道の開通により、県北部・大分方面への時間短縮が図られた。しかし、公共交通としては、JRバスの運行廃止や宮崎交通のバス路線廃止により、関係市町と連携して宮崎交通に定期路線バスの運行を委託しているが、運行本数も少ないために、高齢者等の交通手段及び児童通学路線の確保が求められている。
- ② 国県道及び市町村道の整備では、野尻町区域の交通基盤を構成する道路は、平成 27 年 4 月 1 日現在国道 1 路線 20.3 km、県道 3 路線 17.8 km で、うち 2 路線が主要地方道で他が一般県道である。これに連絡する 216 路線 206 km が市道となっている。

国道は九州自動車道・宮崎自動車道の開通に伴い、大型車両等の通行量が増加し、歩行者の安全を確保するため歩道設置を含めた整備が必要である。

市道については、改良率 82.7%、舗装率 97.4% と比較的整備率は高いものの、依然として側溝等の未整備区間も多く地域交通環境の整備が求められている。今後の課題は、国道南側の循環道路の整備、小林市橋梁長寿命化修繕計画の策定による橋梁の補修、損傷の激しい舗装路面の補修などが大きな課題となっている。

- ③ 農道及び林道の整備では、地域内については比較的整備されているが、地域間を結ぶ基幹農道の整備が望まれている。
- ④ 情報通信関係では、平成 21 年度に情報通信基盤整備事業により野尻町区域内全域に光ケーブルファイバー網（一部同軸ケーブルを使用）を整備し、ケーブルテレビ及びインターネットが全ての世帯で利用できる環境となっている。また、防災行政無線を全世帯に整備し、各種の情報を定期的に放送しているが、整備から 20 年が経過し設備及びシステムの更新を検討する時期となっている。

## B その対策

### I. 須木区域

- ① 公共交通としては、市街地から須木区域の中心部を経て上九瀬までのコミュニティバスの運行が中心的な役割を担っており、利用者が比較的多い状況だが、少子高齢化が進むとともに、今後、利用者の減少は続くものと思われる。しかし、通学生や高齢者等のためにもこの路線は維持確保していかなければならない。また、現在所有しているバスについては、高齢者の保健、福祉などの多目的バスとしての役割

を担っており、安全性確保を視点を整備・更新を検討していく。

- ② 国、県道の主要地方道等の整備については、綾ユネスコエコパークとの連携による観光周遊ルートを確立するための拡幅改良の促進を要請していく。市道については、国県道が災害等に見舞われた際の代替え道となる路線を重点的に改良を含めた整備を行う。また、維持管理による交通安全の確保を図る。
- ③ 農道及び林道の整備については、高性能林業機械の普及に伴って作業者の搬送に必要な林道がより一層求められているため、随時整備を進め、更に、通行車両の機能向上を図るため舗装率を高めるものとする。また、既設農林道の改修等を含めた維持管理を図る。
- ④ 情報通信関係では、全地区のテレビ難視聴の改善を引き続き図る。また、ラジオ難聴対策を実施し、情報の確保に努める。インターネット環境の整備は、地域に合った方法を研究していく。
- ⑤ 温泉や宿泊施設の有効活用、農家民泊等に関しては、都市と農山村との共生・交流を促進し、また、大都市圏との地理的遠隔性の印象を払拭するため交通通信体系の改良整備を積極的に推進していく。宮崎須木線（県道 26 号）の改良に伴う入込客の増加は地域にとっての最大のチャンスで、農産品や特産品の販売、地域の紹介などを担う「道の駅」などの整備も検討していく。

## II. 野尻町区域

- ① 道路網の整備は、地域住民の日常生活に密接な関係があるばかりではなく、野尻町区域の経済基盤を左右する重要な施策の一つであり、高速道路・国道・県道・市道・農林道が有機的に連携し、快適で円滑な生活道路の整備等を図る。また、高齢者や障がい者等の日常生活の利便性を高めるとともに道の駅「ゆ〜ぱるのじり」を活用した健康増進策及び児童生徒通学路線の確保策としても、福祉バス・路線バスの運行を継続していく。
- ② 国、県道の幹線道路網の整備、特に未整備区域の歩道設置を含む拡幅改良の促進を要請する。市道については、道路交通環境の変化を考慮しながら、二次改良も含め主要道路との連絡道を重点的に整備する。また、野尻町区域内を一巡する循環道路、特に野尻町区域南部道路網の整備について調査検討を行う。
- ③ 農道については、生産性の向上や農畜産物流通の合理化など農業振興を図る基盤だけでなく、快適な農村環境の整備を図るためにも、地域間を結ぶ基幹農道をはじめ主要農道の計画的な整備に努める。
- ④ 情報を野尻町区域住民へ速く正確に提供し、身近な情報を適時適切に周知するため、防災行政無線の計画的な更新を行うとともにケーブルテレビや防災行政無線等情報機器の活用を十分に図っていく。
- ⑤ 野尻町区域が持つ数々の豊かな地域資源を都市住民に提供することにより、農村地域の持つ多面的機能の認識を促し、農家民泊やまちあるき事業といった体験型のグリーンツーリズムの振興等により交流人口の拡大を図る。特に、平成 27 年度から始めたのじりまちあるき事業については、イベント型のイベントを脱却し通年型の事業に発展する事を目指し、実行委員会組織の強化と住民の協力結集に努め、本来の目的である交流人口の増につなげる。なお、この事業についても平成 27 年度に設立された「輝けフロンティアのじり」の果たす役割は大きいものとなる。

## C 計画

### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流 の促進	(1) 基幹的な市道の整備 市道	夏木九瀬線	市	須木区域
		猫坂永迫線	市	須木区域
		国道265号足狩線	市	須木区域
		永田多古羅線	市	須木区域
		永田奈佐木線（軍谷隧道）	市	須木区域
		国道265号足狩線（麓隧道）	市	須木区域
		東麓石瀬戸線Ⅰ期	市	野尻町区域
		東麓石瀬戸線Ⅱ期	市	野尻町区域
		新町沖ノ尾線	市	野尻町区域
		新町秋社線	市	野尻町区域
		今別府池ノ尾線	市	野尻町区域
		天ヶ谷寺原線	市	野尻町区域
		東麓石瀬戸線	市	野尻町区域
		岩瀬橋線	市	野尻町区域
		内馬場牟田原線	市	野尻町区域
		牟田原川平線	市	野尻町区域
		大塚原角内線	市	野尻町区域
		大脇角内線	市	野尻町区域
		烏帽子子丘釘松線	市	野尻町区域
		栗須大沢津線	市	野尻町区域
		大沢津瀬戸ノ口線	市	野尻町区域
		追分西鶴戸原線	市	野尻町区域
		新村堀切線	市	野尻町区域
		紙屋須木線	市	野尻町区域
		立神池ノ尾線	市	野尻町区域
		今別府八久保線	市	野尻町区域
		松山境別府線	市	野尻町区域
		大王鶴戸原線	市	野尻町区域
		吉村水流平線	市	野尻町区域
		釘松佐土瀬線	市	野尻町区域
		野々崎西原線	市	野尻町区域
		猿瀬岩瀬口線	市	野尻町区域
		陣原牟田原線	市	野尻町区域
切畑相牟田線	市	野尻町区域		
相牟田大脇線	市	野尻町区域		
角内内山線	市	野尻町区域		
相牟田水流平線	市	野尻町区域		
跡瀬大久保線	市	野尻町区域		
野々崎三ノ宮線	市	野尻町区域		
切畑永山線	市	野尻町区域		
栗須佐土原線	市	野尻町区域		
陣原小坂線	市	野尻町区域		
堀切秋社線	市	野尻町区域		
近道中通線	市	野尻町区域		
牟田原舟戸線	市	野尻町区域		
東角内線	市	野尻町区域		
大王吉村線	市	野尻町区域		
沖ノ尾線	市	野尻町区域		



農道	加例谷地区	市	野尻町区域
	大久保地区	県	野尻町区域
	第2丸岡農免	県	野尻町区域
	遠目塚地区	市	野尻町区域
	相傘田地区	市	野尻町区域
林道	宇目須木1号線	市	須木区域
	宇目須木2号線	市	須木区域
	林内搬出路整備事業（山口口地区）	市	野尻町区域
(4)その他	難視聴地域テレビ共同受信施設改修事業補助金	市	須木区域
	ラジオ難聴解消事業	市	須木区域
	防災行政無線更新事業	市	野尻町区域
(5)過疎地域自立促進特別事業	福祉バス運行事業	市	須木区域 野尻町区域
	道路維持点検事業	市	須木区域 野尻町区域

## D 公共施設等総合管理計画との整合

地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、事後的な修繕等だけではなく、必要に応じて、適切な時期に修繕等を行う予防的な保全の実施も検討するなど、施設の適正な保全、長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化等を図っていく。既に、個別施設計画が策定されている「橋りょう」については、その計画に沿って管理を進めていく。

## 4 生活環境の整備

### A 現況と問題点

#### I. 須木区域

市民の日常生活に密接した、水道、ごみ処理、生活排水処理等の生活関連施設の整備については、強い要望があるが、生活関連施設の整備は巨額な投資を必要とし、広範囲にわたることから財政的に厳しいものがある。

しかし、これらの財政投資は、「住みよい豊かな地域」の建設、つまり快適な生活環境づくりには不可欠であることを認識し、総合的かつ長期的計画に基づき広域の連携を踏まえ適宜対策を講じていかなければならない。

公営住宅は、昭和52年度から31棟が建設されており、現在は数棟が空き屋となっている。

水道施設は、4箇所の簡易水道で成り立っているが、そのうち3箇所については河川の表流水を取水しているため、雨季や台風等のたびに給水に著しい支障を来している。

また、施設が広範囲にわたる上、老朽化が進み、管理に多大な労力と費用を必要としている。このことにより、生活上必要不可欠な水道の安定した供給を図るため、計画的な施設の整備を進めていく必要がある。

ごみ処理、可燃物については、えびの市美化センターに焼却処理業務を委託し、不燃物については、霧島美化センターにて共同処理している。可燃物のうち生ごみについては、堆肥化処理を実施し、紙類についてはリサイクル化を行っている。

資源ごみについては、缶類・ペットボトル・古紙類・金属類・駄ビン・生きビン・乾電池・発泡スチロール・蛍光灯・ガラス類のリサイクルを行い、循環型社会形成の推進と最終処分場の延命化を図っている。

プラスチック製容器包装については、市の中間施設において西諸地域共同で中間処理を実施し、更なるごみの減量化を図っている。

粗大ごみについては、市の最終処分場で適正処理を行っている。なお、木製品についてはリサイクル化を実施し、処分場の延命化を図っている。

し尿処理については、小林高原衛生事業事務組合の解散に伴い、本市の施設として設置された KNT クリーンセンターで行っている。

消防については、機械器具等が年次的に整備されているが、少子高齢化の影響は大きく、年々消防団員の確保が困難となっているのが現状である。したがって、今後の消防対策は、現況を良く見極め、引き続き消防施設の充実を図るとともに必要な団員確保と処遇の改善を図ることが重要である。西諸広域行政事務組合中央消防署須木分遣所が設置されていることによって、消防体制等は充実されてきたが、広い森林面積を持つ須木区域では林野火災を含めた防災体制の一層の拡充を図ることが重要である。

## II. 野尻町区域

人口は減少傾向にあるものの、核家族化の進行等により世帯数は増加している。住宅不足が近隣市町への転出を促し過疎化の要因ともなっていると考えられる。

公営住宅は、耐用年数を既に経過しているものが全体の 50% を占め老朽化が進んでいる。

河川については水質汚濁防止・水質保全が求められており、その汚濁の要因の一つは家庭の生活雑排水である。このため漆野原地区の農業集落排水事業や野尻町区域中心部での特定環境保全公共下水道事業、浄化槽設置整備事業により公共用水域の水質保全に努めている。

また、ごみ処理の理念が「燃やす、埋め立てる」からリサイクルを中心とした「循環型社会の形成」へ変わり、分別方式も 7 種 25 品目と細かくなったことで、家庭ごみの排出量も減少傾向になっている。可燃物、生ごみ及び不燃物は各地区のごみ集積所に搬出し、資源物は各地区のリサイクル品集積場に搬出し、業者委託により収集・運搬されている。

可燃物は、えびの市美化センターへ搬入して委託処理し、生ごみは小林堆肥センターへ搬入、堆肥化し再商品化している。また、不燃物は霧島美化センター最終処分場へ搬入し埋立て処分している。プラスチック製容器包装、紙類、金属類などの資源物は、小林市中間処理施設に集積後、品目ごとにそれぞれ再商品化加工業者等へ引き渡し、再商品化されている。

し尿処理は、小林高原衛生事業事務組合の解散に伴い、本市の施設として設置された KNT クリーンセンターで行っている。

消防については、常備消防が昭和 48 年に西諸広域行政事務組合中央消防署野尻分遣所として設置され、非常備消防は 3 分団 123 名である。消防ポンプ車 6 台、水槽車 1 台を配備し、年次計画に沿って車両更新を行っている。消防団の拠点施設として詰所兼車庫の整備も行ってきた。しかし、防火水槽等の水利について

は、そのほとんどが耐震構造ではなく、水量も 20 トン以下のものが 42%を占めている。

## B その対策

### I. 須木区域

水道施設については、須木区域内の安定した飲料水等の供給を図るため、計画的な施設の整備を進めていく。

須木麓区上長谷地区住民が使用している上長谷給水施設は、平成 5 年度から稼働していた環境衛生センター建設に伴う還元施設として地域住民の飲料水等の供給を図るために不可欠な施設であり、今後も安定した給水を図っていかねばならない。

ごみ処理については、リサイクルを進めることで循環型社会を形成し、また、環境への負荷を軽減するごみの減量化を啓発し、処分場の延命化を図っていかねばならない。

消防については、消防施設の年次的整備と団員の確保及び処遇の改善を図っていく。

### II. 野尻町区域

公営住宅に対するニーズは依然高い傾向にある。公営住宅の役割を踏まえながら、既存住宅の建て替え・改善を計画的に進める。特に、今後更に進む高齢社会に対応するため、バリアフリー化等を推進し、安心して暮らせる住宅の整備・改善を進め、又若年層の地域定着のための住宅の整備も図っていく。

生活雑排水等について（合成洗剤、ごみの見直し等）は、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）についての導入は行わず、浄化槽整備事業（個人設置型）の普及推進に努め、リサイクル運動により野尻町区域住民一人一人の河川浄化意識の高揚を図る。野尻町区域中心部の特定環境保全公共下水道については、平成 18 年に供用を開始しており今後加入促進に努める。

消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ等の計画的な更新に努め、消防詰所の移転・新築等の整備を図る。また、防火水槽消火栓の新規整備、更に防災行政無線の活用による機動力の向上を図る。

## C 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	上長谷水道維持管理事業	市	須木区域
	(4) 消防施設	消防団詰所移転新築事業	市	野尻町区域
		消防団指令車更新事業	市	野尻町区域
		消防ポンプ自動車更新事業	市	須木区域 野尻町区域
		防火水槽設置事業	市	野尻町区域
		消防施設整備事業	市	須木区域 野尻町区域
	(5) 公営住宅	市営住宅建設事業	市	須木区域 野尻町区域

(6) その他 宅地分譲事業	若者定住、UJIターンの促進	市	須木区域 野尻町区域
(7) 過疎地域自立促進特別事業	地域住宅支援事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定

## D 公共施設等総合管理計画との整合

地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、事後的な修繕等だけではなく、必要に応じて、適切な時期に修繕等を行う予防的な保全の実施も検討するなど、施設の適正な保全、長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化等を図っていく。既に、個別施設計画が策定されている「公営住宅」については、その計画に沿って管理を進めていく。

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### A 現況と問題点

#### I. 須木区域

須木区域において、著しく高齢化が進んでおり、将来とも絶対に避けられない課題が高齢者対策である。

このため須木区域では、心豊かな思いやりのある社会福祉の実現を目指して諸施策を推進している。地域で支えあいながら、高齢者に配慮した社会生活環境の整備や福祉サービスの拡充に努めることが肝要である。

また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを核として、高齢者の生活を支えることができる「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、関係者・関係機関と情報を共有しながら、きめ細やかな支援を行っていく必要がある。

障がい者福祉については、障害者総合支援法の趣旨に沿い、地域で自立した生活を支援することを基本に、障がい者一人一人のニーズに対応し、ライフサイクルの全段階を通じた総合的かつ適切な支援が必要であり、利用者が自らの選択により、適切なサービスを利用できる相談・利用援助などの体制づくりを推進することが求められている。

次世代を担っていく子どもの出生率は減少し、今後もこの少子化傾向は更に進むものと思われる。安心して子どもを生み、育てることができるよう、地域が支援するとともに、極端な少子化傾向に歯止めをかけるためにも、要因と考えられる仕事と子育ての両立が難しい状況の改善に努め、より一層の子育て支援の充実を図る必要がある。

#### II. 野尻町区域

野尻町区域内の65歳以上の高齢者の比率は、昭和40年に7.4%（860人）であったのが、その後、急速に増加して平成22年では34.8%（2,814人）となり、高齢化が進んでいる。高齢者の増加と同時に、扶養意識の低下や核家族化の進行などにより、介護を要する高齢者、高齢者世帯はますます増加するものと思われる。

る。

高齢者が長く住み慣れた家や地域・社会で安心して生活できる在宅福祉や施設福祉、健康づくり、社会参加活動の活性化等、各分野にわたるきめ細やかな施策が一層必要となってきた。

また、近年の高齢化、社会環境の変化に伴ってその疾病構造にも変化が生じ、ガン・高血圧・心臓病などの生活習慣病の増加が目立ってきている。

次世代を担う子どもの出生数は、昭和59年の140名、平成6年の81名、平成16年の71名、平成21年の47名、平成26年53名と変動はあるものの減少傾向にあり、今後もこの少子化傾向は更に進むものと思われる。

このため、少子化の流れを変えるための支援対策に取り組み、より一層の子育て支援の充実を図っていく必要がある。のびのび子育て支援センターを利用する育児相談等は年々増える傾向にあり、平成16年度からのびのび子育て支援センターの運営は2人体制で行っている。

また、近年離婚率の上昇により母子家庭、父子家庭も増加傾向にある。若い世代ほど高い離婚率となっている。

障がい者福祉は、障がい者の日常生活及び社会生活と統合的に支援することが大きなテーマとなっている。このため、ノーマライゼーションを基本理念において、バリアフリー社会の実現が求められており、平成16年には道の駅「ゆ〜ぱるのじり」と農村環境改善センターに初のオストメイト対応のトイレを2基設置し、その後、野尻庁舎及び紙屋老人福祉館 やすらぎ荘にも設置し、生活環境改善事業に取り組んだ。障がい者数は年々微増ではあるが増加傾向にあり、その割合は高齢者になるに従い占める割合が高くなっている。

医療費も年々増加している。特に高齢者の医療費が大きく伸びており、今後も医療技術の高度化に伴う医療費の伸びが予想される。今後は、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度に対する理解を深める努力と、医療費の適正化、更には疾病予防、健康診断の受診率向上等の健康増進対策が必要である。

## B その対策

### I. 須木区域

家族や地域と連携しながら、健康で生き生きとした生活を送ることができる社会の構築のため、高齢者の健康と生きがいの増進を図る。

援護を要する高齢者には、きめ細かい在宅福祉対策、訪問給食サービス事業、外出支援サービス事業等を活用し、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるように、当人だけでなくその家族を含めサポート体制を整えていく。

障がいのある人の特性等に適切に対応し、生活支援等の障がい福祉サービスの充実に努める。

子育てのしやすい環境の確立を図るため、放課後児童クラブ等、子育て支援対策事業の積極的な利用の促進を図る。

在宅での生活支援事業の充実を図るとともに、須木総合ふるさとセンターや内山地域福祉センター等を地域福祉サービスの拠点施設として活用していく。

## II. 野尻町区域

超高齢社会を迎え、活力ある地域社会を維持していくためには、地域社会の重要な担い手である高齢者が生涯を通じて健康な生活を送り、要介護状態に陥ることを防止するとともに、高齢者自らが積極的に自分の能力を発揮し、社会への貢献が実感でき、健康で生きがいを持って暮らせる社会を実現する必要がある。

このため、野尻町区域住民が主体となり、日頃の生活習慣を見直し、健康寿命を意識した各種健康相談・検診等を展開する。さらに、世代間交流を活発に行いながら、老人クラブ活動の推進及びシルバー人材センターの活性化等を促進する。

一方、何らかの支援や介護を要する高齢者が増加しており、地域社会で支えることが重要になっていることから、ボランティアを中心とする住民参加型のサービス体制づくりに努める。

核家族化と少子化が進む中、子育ての支援を行う保育園及びのびのび子育て支援センターの果たす役割は大きい。今後、小林市子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、機能の更なる充実を図る。

仕事と子育てが両立し得る子育てしやすい環境の確立のため、放課後児童クラブ等、子育て支援対策事業の積極的な利用の促進を図る。

輝けフロンティアのじりが子どもやお年寄りの見守り事業を計画中であるため、行政とタイアップしてその推進に努める。そのことにより仕事と子育ての両立がしやすい環境整備を整え、定住促進にもつなげていく。そのためには子育て支援センターや放課後児童クラブ等の支援・充実も必要である。

また、重度心身障がい者に対する医療費の助成と障がい者が在宅での自立した生活ができるよう住宅の改造助成を行うとともに、平成24年度に施行された障害者総合支援法による障がい福祉サービスの充実に努める。

## C 計画

### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 児童福祉施設 児童館	放課後児童クラブの整備	市	須木区域 野尻町区域	
		子育て支援センター事業	市	野尻町区域	
	(6) 市町村保健センター及び 母子健康センター	保健福祉センター維持管理事業	市	野尻町区域	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	放課後児童クラブ委託事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		子育て応援雇用促進事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		温泉バス運行事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
		訪問給食サービス事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		外出支援サービス事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
	内山地域福祉センター管理運営事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定	

## D 公共施設等総合管理計画との整合

地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、事後的な修繕等だけではなく、必要に応じて、適切な時期に修繕等を行う予防的な保全の実施も検討するなど、施設の適正な保全、長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化等を図っていく。

## 6 医療の確保

### A 現況と問題点

#### I. 須木区域

平成 18 年度に建設された須木診療所は、少子高齢化社会、住民ニーズの多様化や疾病構造の変化等による医療需要の増大に対応するため、一部施設や設備の狭隘化などにより患者サービスに支障を来していたため、平成 27 年度にリハビリ室が増設された。しかし、医療機器の不足等、機能を十分に果たし得ない状況にあり、機器の整備は、早期に取り組む必要がある。

須木歯科診療所は、平成 16 年度に総合ふるさとセンター内に設置され、歯科医療の提供を行っている。高齢者比率が高く公共交通機関も少ない須木区域においては、重要な歯科医療機関であり、今後も医療機器の老朽化に伴う備品の更新を計画的に行う必要がある。

また、無医地区である内山地区は、へき地診療所の開設、健康診査等を関係機関の協力を得て実施しているが、地区住民の期待も大きく、今後も須木区住民の医療保健の充実という観点から推進していくべき事業であると考えられる。

#### II. 野尻町区域

野尻町区域内の医療施設は、平成 27 年 10 月 1 日現在 2 病院（ベッド数 120 床）、2 歯科医院である。医師数は 7 名、歯科医師 3 名である。

救急医療体制としての初期救急医療は、西諸医師会の協力による時間外急病診療当番体制が整ったこと、また、西諸医療圏の二次救急医療として小林市立病院が設置されていることにより、一応の体制は整っている。

また、西諸広域行政事務組合中央消防署野尻分遣所には救急車が配置されており、初期治療に効果をあげているが、救急車の更新を検討する時期となっている。

さらに、予防医療・早期発見・早期治療の観点から健康教育・健康診査・予防接種や各種検診を実施しているが、受診率が伸び悩んでいる状況である。

### B その対策

#### I. 須木区域

須木区域全域、様々な病気に対応し得るように、須木診療所及び歯科診療所を整備して、医療・保健・

福祉の各種機関との連携を図り、子どもから高齢者まで一貫した心と体の健康づくり活動を推進する。

また、生活習慣病対策等、住民の健康診査、人間ドック、ガン予防対策については関係医療機関・関係団体等との連携を図り地域医療体制の整備・充実に努める。

## II. 野尻町区域

今後、野尻町区域住民の需要に応じた医療を供給するためには、眼科・耳鼻科・小児科等の医療施設の開設が望まれており、高度医療施設についても西諸地域を基本に広域的に対応する必要がある。

また、各種検診受診率向上のために、関係機関との連携を密にし一層の推進に努める。特に、輝けフロンティアのじりが特定健診受診率向上の啓発活動に取り組んでいることから、連携した取組を行うことで、更なる受診率向上を図る。

さらに、初期治療体制維持のため、適切な救急車の更新に努める。

## C 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
5 医療の確保	(1) 診療施設 その他	医療備品購入	市	須木区域	
		医療事務システム導入事業	市	須木区域	
		電子カルテシステム導入事業	市	須木区域	
	(3) その他	救急自動車整備事業	西諸広域行政事務組合	野尻町区域	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	診療所指定管理事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
		へき地診療所事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定

## D 公共施設等総合管理計画との整合

地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、事後的な修繕等だけではなく、必要に応じて、適切な時期に修繕等を行う予防的な保全の実施も検討するなど、施設の適正な保全、長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化等を図っていく。

# 7 教育の振興

## A 現況と問題点

### I. 須木区域

今日の少子高齢化や経済状況の変化に伴い、本市全体、中でも須木区においては、児童生徒数の減少が加速化している。このような中、鳥田町小学校及び内山小・中学校は、廃校となり、平成 27 年 12 月現在、須木区域で開校している学校は、須木小学校 46 名、須木中学校 27 名の 2 校となった。



この児童生徒数の減少は、児童生徒の友人間で切磋琢磨する機会の減少や人間関係の固定化を引き起こすばかりでなく、教職員の減少につながり、児童生徒に多様な教育活動や望ましい教育環境が提供できない状況を生み出す可能性があるため、その対応が大きな課題となっている。

また、学校は、「地域における文化の中心」としての役割を担っているため、廃校になったとはいえ、鳥田町小学校及び内山小・中学校を地域のためにどう利活用していくかを検討していくことが、地域文化の継承とともに重要な課題となっている。

加えて、須木小・中学校の施設・設備も老朽化しており、望ましい教育環境を児童生徒に提供するため、その計画的な整備充実が必要である。

生涯学習に関する推進体制では、多様化、高度化する市民の学習ニーズへの対応が難しくなっているが、健全な家庭づくりと、豊かな人間関係、住みやすく活気あふれる地域づくりを目指すとともに、須木区域住民自らの自己実現のためにあらゆる学習の場を提供していかななくてはならない。

また、地域の住民が主役となり「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツを気軽に楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」が注目されている中、豊かなスポーツライフを実現し、コミュニティづくりを広げ、須木区域住民のスポーツ環境の充実を図る必要がある。

## II. 野尻町区域

少子高齢化社会の進行や家庭・地域の変容、高度情報化の進展など、子どもを取り巻く環境の変化に伴って様々な問題が指摘されている昨今である。

子どもの健やかな成長を図ることは野尻町区域づくりの基盤である。21世紀の社会に生きる心豊かでたくましい子どもを学校・家庭・地域が一体となって育成していくことが、今日の重要な課題となっている。

野尻町区域においても少子化の傾向はますます進展し、今後、学校の小規模化は免れない状況にあり、学校行事をはじめとする教育課程上の新たな問題が提起されている。

また、各小・中学校の施設面は、老朽化した施設や改修を必要とする施設も出てきており、計画的な施設の整備が必要である。

野尻町区域住民の生涯学習への関心の高まりに伴い、生涯学習社会に対応した推進体制の確立や学習情報の整備、学習機会の拡充、指導者の確保が今後の課題といえる。

## B その対策

### I. 須木区域

児童生徒数の減少に伴う教育環境の問題を解決するため、平成21年度から導入した小中一貫教育を更に充実する取組を進めていくとともに、教育環境の整備も行う。また、須木小・中学校だけでの交流だけでなく、市内他校との合同授業の機会等を充実する。

鳥田町小学校及び内山小・中学校の廃校に伴い、遠距離通学の支援を行うとともに、地域住民との協議により、より有効な利活用手段を検討していく。

また、須木小・中学校の施設・設備の充実を図るとともに、児童生徒や高齢者、区域内住民のニーズに可能な限り対応する。また、心身の健康な発達を促すとともに生涯にわたってスポーツを楽しく実践するための中心的な役割を果たすスポーツ施設等の整備・充実を図っていく。

## II. 野尻町区域

「知」「徳」「体」「食」のバランスのとれた教育を推進するために、小・中学校の円滑な連携を図りながら、系統性、一貫性のある教育内容の設定と指導方法の確立に努めるとともに、地域や児童生徒の実態や特性を踏まえた教育活動が展開できるように、各小中学校で「一校一形運動」など学校の創意工夫を生かした教育活動を推進する。

学校施設・設備の拡充については、老朽化した施設や設備の改善、教材・教具の補充、整備に努め、児童生徒の一層の安全性・快適性の確保に努める。

社会教育関係については、社会教育団体や各種協議会等との連携を図り、生涯学習まちづくりの具体化に向けて、生涯学習推進体制の充実に努めるとともに、図書館を中心として、幼児から高齢者まで生涯を通して読書活動に親しむ体制の整備に努める。

## C 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	次世代の学びを創造する ICT プロジェクト事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定 野尻町区域 法失効後も基金利用予定
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	社会体育施設管理事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		小学校 ICT 維持管理事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		中学校 ICT 維持管理事業	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		スクールバス運行事業	市	須木区域 法失効後も基金利用予定 野尻町区域

## D 公共施設等総合管理計画との整合

地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、事後的な修繕等だけではなく、必要に応じて、適切な時期に修繕等を行う予防的な保全の実施も検討するなど、施設の適正な保全、長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化等を図っていく。

## 8 地域文化の振興等

### A 現況と問題点

#### I. 須木区域

人々の価値観が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する傾向に変化してきているものの、多種・多様な芸術・伝統文化に触れる機会は少なくなってきている。

身近に文化を感じることができる環境づくり、地域文化を大切にす気持ち育てていく上で、高齢者やこれから地域の担い手となる子どもたち、そして、学校、家庭、地域社会が相互に連携して取り組める環境づくりを積極的に進めていく必要がある。

#### II. 野尻町区域

野尻町区域には4つの市指定無形民俗文化財、各地区の民俗芸能及び年中行事が多数残っているが、近年の社会情勢の変化や後継者不足から、これら古くからの民俗芸能や年中行事等が急速に失われつつある。

埋蔵文化財については、先人達の業績や文化の由来を明らかにし、郷土愛を培うためにも、貴重な資源であることから、今後の開発等によって埋蔵文化財が崩壊・消失していくことを防止しなければならない。

### B その対策

#### I. 須木区域

芸術・文化活動の推進に努め、心豊かな人づくりを進める。

郷土の文化財の保存に努めるとともに、文化財を知る機会を提供し、郷土を愛し、郷土を誇りに思う心の醸成に努める。

#### II. 野尻町区域

民俗芸能保存会等が各地域で組織され、各小学校を中心に継承や後継者の確保に取り組んでいるが、輝けフロンティアのじりでも継承事業に取り組んでいることから、同保存会と連携して保存活動等を行うことで野尻町区域住民が誇りを持てる地域の伝統文化の保存・継承を図る。文化活動の担い手の育成を図るとともに、文化活動・生涯学習の場として文化施設の整備を図り、日常的な文化活動を支援する。

また、埋蔵文化財の調査体制の確保と調査・研究の充実を図りながら、野尻町区域の歴史・文化に対する学習活動の推進に努める。

## 9 集落の整備

### A 現況と問題点

#### I. 須木区域

須木区域は、10 区で形成されているが、広範囲に散在しており、須木区域内の行政はこれらを中心にそれぞれの区域の特性を活かした地域づくりを推進している。

これらの区域において、多少の差はあるものの、少子高齢化、核家族化の進展に伴い、冠婚葬祭などの相互扶助機能の低下、空き家の増加等、本来集落が果たしてきた生活機能の維持が困難になってきている。

#### II. 野尻町区域

住民生活の場である集落は、地域環境の保全、高齢者介護等地域における共同作業や相互扶助の基礎的単位であることから、集落人口の減少はその地域の集落機能の維持に大きな影響を与え、ひいては集落崩壊も危惧される状況にある。野尻町区域における周辺集落の人口の減少は、現在においては影響を与える程ではないが、今後地域の高齢化が更に進行するなどの理由で集落機能の低下が懸念される場所である。

また、老朽化した公営住宅や多目的集会所等の建て替えも望まれている。その一方では、人口減少の中で空き家は増加している。

### B その対策

#### I. 須木区域

地域住民の自主的な活動を推進し、活力ある集落づくりを支援していく。また、人口の流出を防止し、U・I・J ターン者の定住体制の整備、生活様式の変化や範囲の拡大に対応するための道路網の整備や、生活環境の整備を積極的に推進していく。また、国が進めている「小さな拠点づくり」や集落支援員制度等を活用し、集落の維持に努めるものとする。

#### II. 野尻町区域

過疎地域が自立していくためには、その基本的単位である集落の活性化や、地域リーダーの育成が重要であることから、住民の自主的・主体的な活動を促進する。特に、協働のまちづくりの中心的役割を果たす輝けフロンティアのじりとの協調や、国が進めている「小さな拠点づくり」や集落支援員制度等を活用し、子どもから高齢者が安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指す。これらの集落活性化を図る上で、点在する空き家状況を把握し、利活用を進める。

また、公営住宅・多目的集会所等公共施設の適正配置による集落環境の整備を図るとともに、過疎化・高齢化の傾向が著しい周辺集落においては、住民の傾向を十分尊重しながら、今後の集落の在り方について必要に応じた検討を行う。

## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### A 現況と問題点

#### 須木区域及び野尻町区域

平成21年1月、旧小林市（旧須木村を含む。）及び旧野尻町が持つそれぞれの地域の自然や環境に配慮するとともに、歴史・文化・伝統等を尊重したまちづくりを目指して、新市基本計画を策定しその実現に努めているところである。平成27年10月には、若い世代の雇用（「しごと」）の創出から「ひと」を呼び込み、「まち」の活性化を図り、まち・ひと・しごと創生の好循環を生むことを基本方針とした「てななど小林総合戦略」も公表したところであり、本計画と併せて過疎地域の活性化策を更に強化していく必要がある。また、広域的地域振興対策として、「西諸ふるさと市町村圏」で諸政策の推進を行ってきたが、平成22年度で終了したことから、西諸3市町で構成する定住自立圏構想に取り組んでいる。

### B その対策

#### 須木区域及び野尻町区域

新市基本計画に基づいた総合計画を市の最上位計画として位置づけ、この計画に基づき策定している国土利用計画と本計画、てななど小林総合戦略との整合を図りながら、各施策を着実に実施する。

また、定住自立圏構想の取組を推進し、広域的連携による過疎地域の振興を図っていく。

さらに、これまでに造成した過疎地域振興基金を有効活用し、総合的かつ計画的な対策を講じて地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等地域振興に要する経費の財源に充てる。

また、当該基金の活用については、計画期間での有効な活用を図るものとするが、過疎地域自立促進特別措置法の計画期間終了後に基金残がある場合は、当該基金の趣旨に沿った施策に活用することができるものとする。

### C 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	小林市過疎地域振興基金の設置	市	須木区域 野尻町区域

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(10) 過疎地域自立促進特別事業	商工業経営改善普及事業費補助	商工会	野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		商工業振興対策事業	市・団体	須木区域 野尻町区域 法失効後も基金利用予定
		商工業後継者育成資金利子補給	市	野尻町区域 法失効後も基金利用予定

買い物弱者救済事業	商工会	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
ふるさと定住対策事業補助	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
燃料供給対策事業費補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
特産品振興事業費補助	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
観光振興対策事業	市・団体	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
観光施設維持管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
特産品販売促進事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
もみじの里づくり事業	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
栗振興協議会活動事業費補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
栗薬剤防除活動事業費補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
栗管理作業班活動補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
ゆず振興協議会活動事業費補助	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
林業管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
松くい虫防除事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
環境緑化事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
河川プール管理事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
河川等管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
道路橋梁管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
土木管理事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
農村整備総務事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
有害鳥獣対策	市・団体	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
須木和牛の里づくり推進事業	団体	須木区域	法失効後も基金利用予定
家畜振興対策事業（購入資金無利子貸付）	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
家畜環境保全事業（のじりアグリサー ビス支援対策）	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
優良肉用牛保留対策事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
受精卵移植事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
家畜防疫対策事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
水稲病虫害防除事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
水稲航空防除事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
宮崎ならではの果樹産地構造改革 推進事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
緊急！みやざきの中山間果樹産地 再構築事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
認定農業者制度促進事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
農業資金利子補給	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
環境保全型農業推進事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
農業用廃プラリサイクル促進事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定

		婦人の家運営事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		集落営農受委託組織育成事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		農林水産業資金貸付金（2倍協調融資）	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		メロン価格安定補償制度事業	J A	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		メロン・マンゴーフェア	実行委員会	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		農林業関連組織育成事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		中山間地域等直接支払制度	団体	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		みやざきの花ブランド産地育成事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		元気みやざき園芸産地確立事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		魅力あるみやざきの果樹産地育成事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		強い産地づくり対策事業	団体	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		担い手農地利用集積促進事業（認定農業者等農地流動化支援事業）	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		農業用水路維持管理補修事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		農業用施設整備事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
2 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間 交流の促進	(5) 過疎地域自立促進 特別事業	福祉バス運行事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		道路維持点検事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	地域住宅支援事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
4 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	放課後児童クラブ委託事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		子育て応援雇用促進事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		温泉バス運行事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
		訪問給食サービス事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		外出支援サービス事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
		内山地域福祉センター管理運営事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
5 医療の確保	(4) 過疎地域自立促進 特別事業	診療所指定管理事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
		へき地診療所事業	市	須木区域	法失効後も基金利用予定
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進 特別事業	社会体育施設管理事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		小学校 ICT 維持管理事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		中学校 ICT 維持管理事業	市	野尻町区域	法失効後も基金利用予定
		スクールバス運行事業	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定
9 その他地域の自立 促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	小林市過疎地域振興基金	市	須木区域 野尻町区域	法失効後も基金利用予定

## D 公共施設等総合管理計画との整合

地域の特性や各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していく。また、事後的な修繕等だけではなく、必要に応じて、適切な時期に修繕等を行う予防的な保全の実施も検討するなど、施設の適正な保全、長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化等を図っていく。

## 小林市過疎地域自立促進計画



■発 刊 平成28年4月 初版発行

■編集・発行 小林市総合政策部企画政策課・須木庁舎地域振興課・野尻庁舎地域振興課

宮崎県小林市細野300番地

TEL (0984) 23-0456

FAX (0984) 25-1037